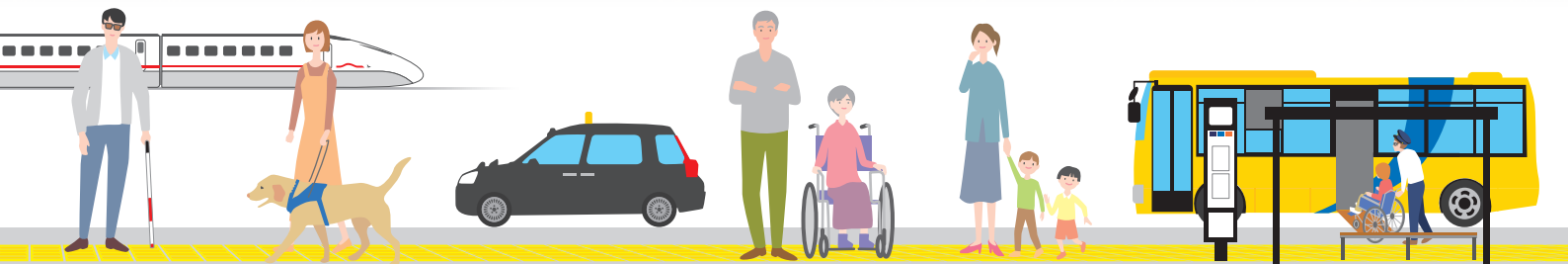




みんなにやさしい 安心・安全に移動できるまちづくり

第三次鹿児島市 交通バリアフリー 基本構想



令和4年3月

鹿児島市

はじめに

本市では、高齢者や障害者をはじめとするすべての人が、安全・快適に移動できる交通環境を整備するため、平成15年3月に「鹿児島市交通バリアフリー基本構想（～平成22年）」、平成24年3月に「鹿児島市新交通バリアフリー基本構想（～令和2年度）」を策定し、重点整備地区内の道路や旅客施設等のバリアフリー化に取り組んでまいりました。



今日、少子高齢化が急速に進行する中、高齢者の自立と社会参加に向けた環境づくりが強く求められるとともに、ノーマライゼーションの理念の社会への浸透により、障害の有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現が、これまで以上に重要視されております。

そのような状況の中、令和2年に改正された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や、令和4年度からスタートする「第六次鹿児島市総合計画」などを踏まえ、このたび、今後5年間の交通環境整備に係る取組方針等を示す「第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想」を策定いたしました。

本構想では、重点整備地区における公共交通や道路、交通安全施設といったハード面のバリアフリー化を引き続き進めるとともに、「心のバリアフリー」の実現に向けた教育啓発にもこれまで以上に取り組むことで、「みんなにやさしい 安心・安全に移動できるまちづくり」を積極的に推進することとしております。

本構想の推進にあたっては、関係事業者はもとより、市民の皆様とも一体となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本構想の策定にあたり、熱心に議論を重ねていただきました第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想策定協議会の皆様をはじめ、様々な機会を通じてご意見やご助言をいただきました皆様方に心より感謝申し上げます。

令和4年3月

鹿児島市長 下鶴 隆央

目次

I. 第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想の策定の目的	1
1. 策定の目的	1
2. 位置付け	2
3. 本市の交通バリアフリー基本構想策定の経過	3
4. SDGsとの関連	4
II. 鹿児島市新交通バリアフリー基本構想(前構想)における取組	5
1. 前構想における重点整備地区及び実施事業	6
2. 前構想における特定事業等の実施状況	9
III. 本市の現状	16
1. 人口と高齢化の推移	16
2. 障害者(手帳所持者)数の推移	18
3. 第三次基本構想策定に向けた課題	19
IV. 基本的方向	20
1. 基本理念及び基本方針	20
2. 目標年度	20
3. 取組方針	21
V. 重点整備地区	22
1. 重点整備地区の選定	22
2. 中央地区	24
3. 鴨池地区	26
4. 谷山地区	28
VI. 「心のバリアフリー」を推進するための取組	30
VII. 推進体制	31
1. 市民・事業者・行政の役割	31
2. 進行管理体制と事後評価	31
資料編	33
1. 第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想策定協議会等の開催経過	34
2. 関係団体へのヒアリング調査等	37
3. 重点整備地区設定の経緯	39
4. 障害等種別とその特性	41
5. 用語解説	49



I. 第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想の策定の目的

1. 策定の目的

我が国の人口減少は、今後、少子高齢化の進行に加え、老年人口さえも減少していく人口構造の変化を伴いながら加速度的に進むとされ、本市における人口も平成25年をピークに減少傾向が続き、後期高齢者の人口割合の増加が見込まれるなど、高齢化は増々進行していく傾向にあります。また、自立と共生の理念の下、障害の有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現が求められています。このような中で、移動等円滑化の促進は、高齢者、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことのできる社会の実現のため大きな意義をもっています。

これまで本市では、平成15年3月に「鹿児島市交通バリアフリー基本構想（～平成22年12月）」、平成24年3月に「鹿児島市新交通バリアフリー基本構想（～令和3年3月）」（以下、「前構想」という。）を策定し、3つの重点整備地区「中央地区」、「鴨池地区」、「谷山地区」において、駅や停留場等の旅客施設におけるエレベーターの設置や勾配の解消、低床車両の導入、道路への視覚障害者誘導用ブロックの設置や段差の解消、音響式信号機の設置などについて、国・県・市道の道路管理者や公安委員会、公共交通事業者等と一体となって取り組んできました。

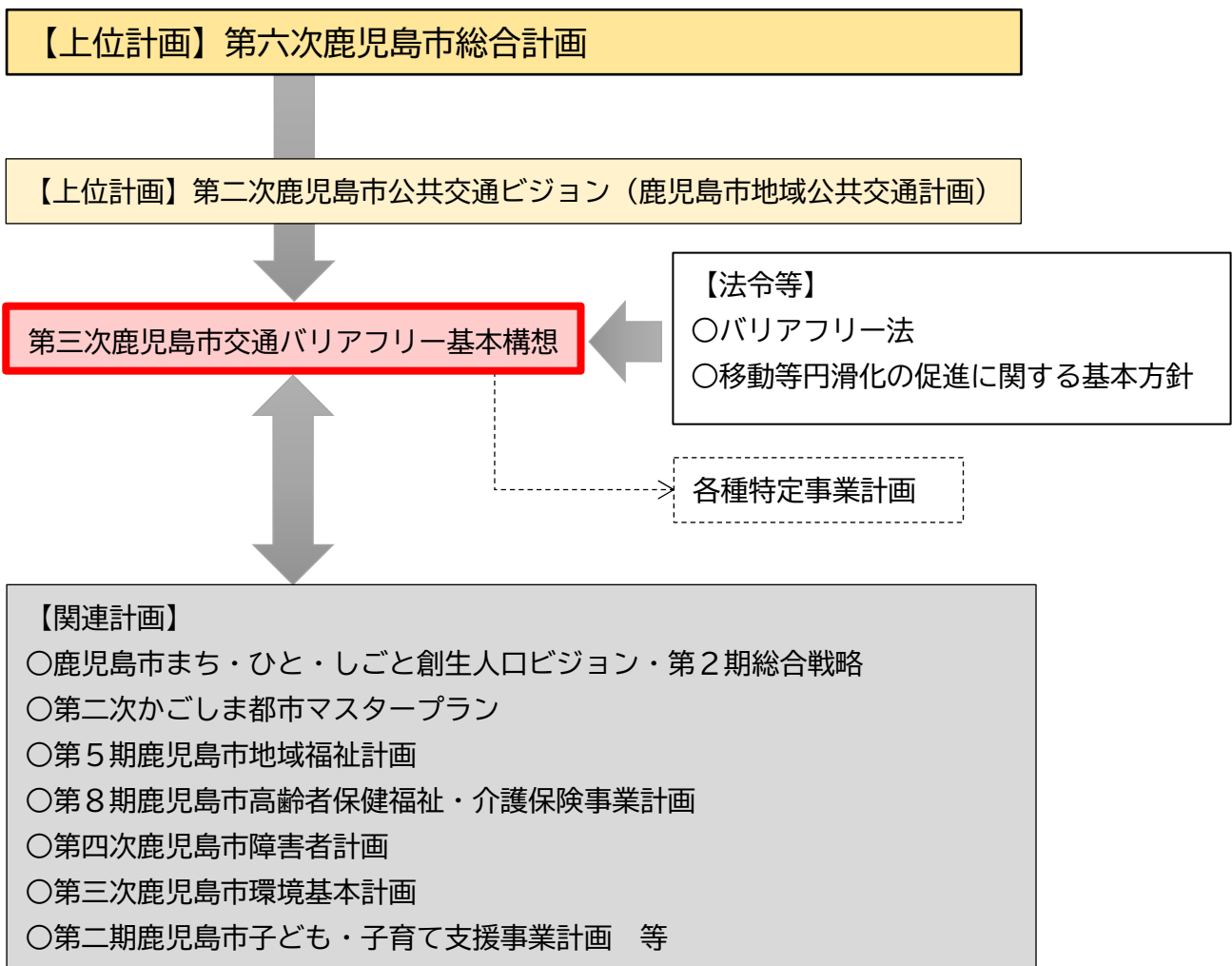
この間、国においては、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催を契機として、平成30年及び令和2年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー法」という。）が改正され、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化した基本理念や、基本構想の定期的な評価等の努力義務化、さらに「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策の取組強化等が定められました。

これら社会情勢の変化や国における対応等を踏まえ、道路管理者や公共交通事業者など関係機関が一体となって、本市における道路や公共交通機関などハード面のバリアフリー化を引き続き進めるとともに、「心のバリアフリー」を推進するためのソフト施策の取組強化に向けて、「第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想」（以下、「本構想」という。）を策定します。

2. 位置付け

本構想は、本市の交通政策の指針である「第二次鹿児島市公共交通ビジョン」の基本方針「安心安全で、人と環境にやさしい快適な交通環境の整備」を推進するための計画です。また、「第六次鹿児島市総合計画」の基本目標「質の高い暮らしを支える 快適なまち【都市・交通 政策】」の実現に向けた個別計画です。

本構想の位置付け

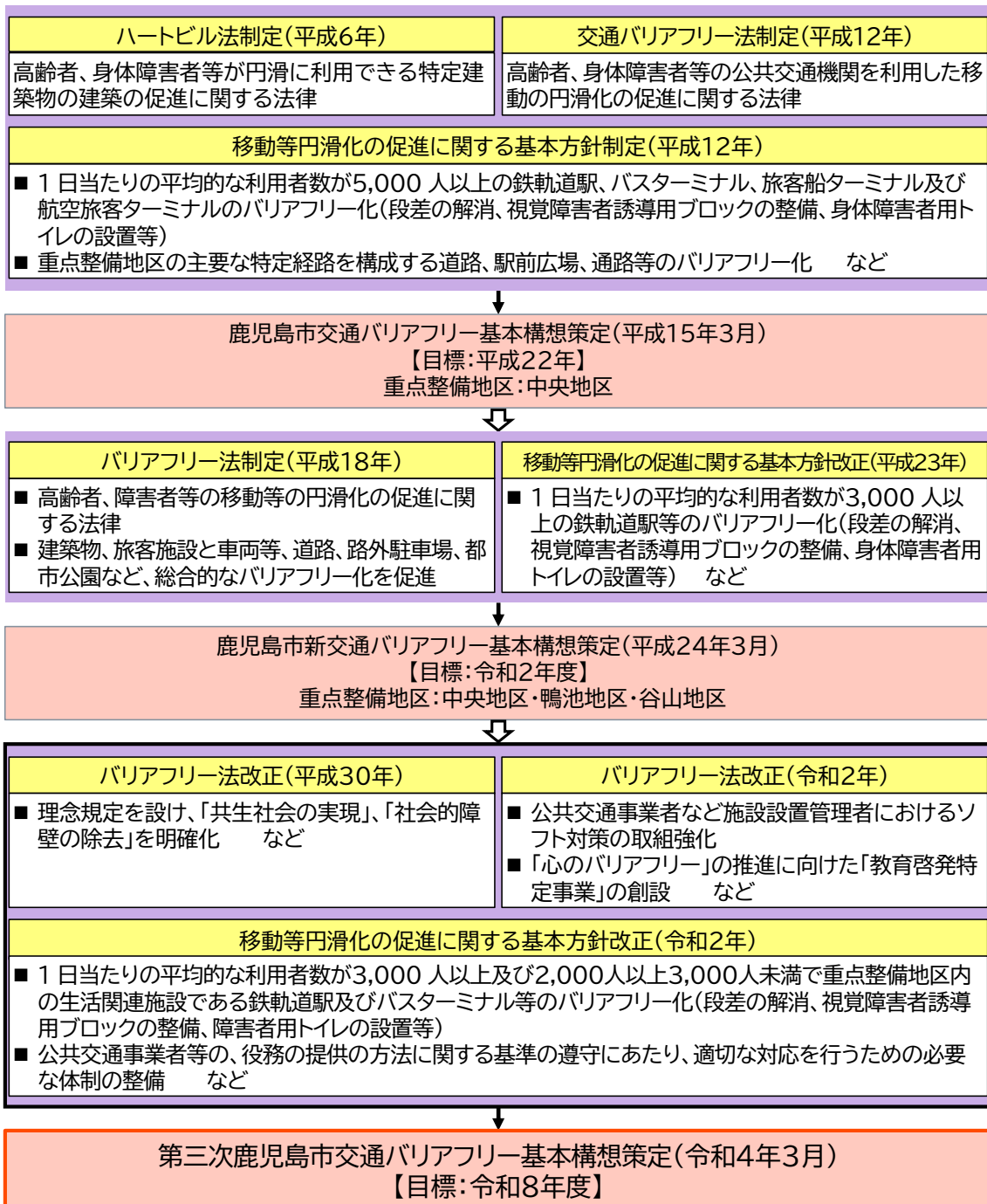


3. 本市の交通バリアフリー基本構想策定の経過

本市の交通バリアフリー基本構想は、下の図に示すように、バリアフリー法や移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）等の内容を踏まえて、これまで策定してきました。

本構想は、令和2年のバリアフリー法の改正（「心のバリアフリー」の推進に向けた「教育啓発特定事業」の創設等）や、基本方針の改正（1日当たりの平均的な利用者が2,000人以上3,000人未満の鉄軌道駅のバリアフリー化等）を踏まえて策定します。

本市の交通バリアフリー基本構想策定の経過



4. SDGsとの関連

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された2030（令和12）年までの国際目標で、持続可能な世界を目指すための17のゴールと169のターゲットから構成されています。

SDGs 17のゴール



本構想においても、特に関連性の高いSDGsのゴールの達成に向け、安心・安全な移動環境の整備を推進していきます。

本構想と特に関連性の高いゴール

	<p>10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
	<p>11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

II. 鹿児島市新交通バリアフリー基本構想(前構想)における取組

前構想では、「鹿児島市交通バリアフリー基本構想」で取り組んだ「中央地区」に加え、県庁や鴨池運動公園、その他主要な公共施設等が立地・集積している「鴨池地区」、また、教育施設や福祉施設、公共施設が複数立地している「谷山地区」を重点整備地区に設定し、公共交通機関や旅客施設、道路等に関する各種特定事業等のハード整備や心のバリアフリーに関するソフト面について、関係機関が一体となって取り組みました。



JR 谷山駅のエレベーターの設置



都市計画道路南清見諏訪線の整備



ノンステップバスの導入

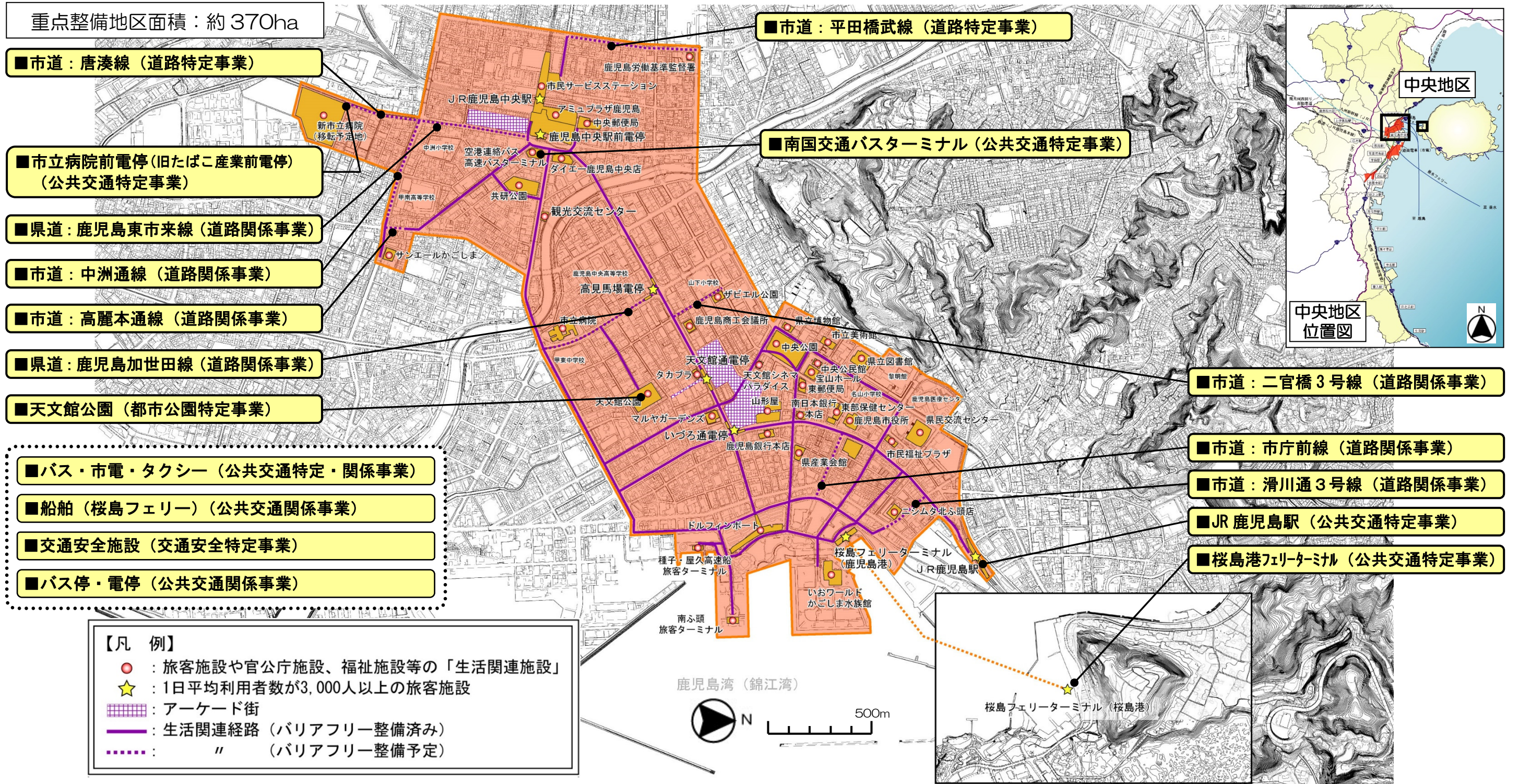


バリアフリー教室の開催

1. 前構想における重点整備地区及び実施事業

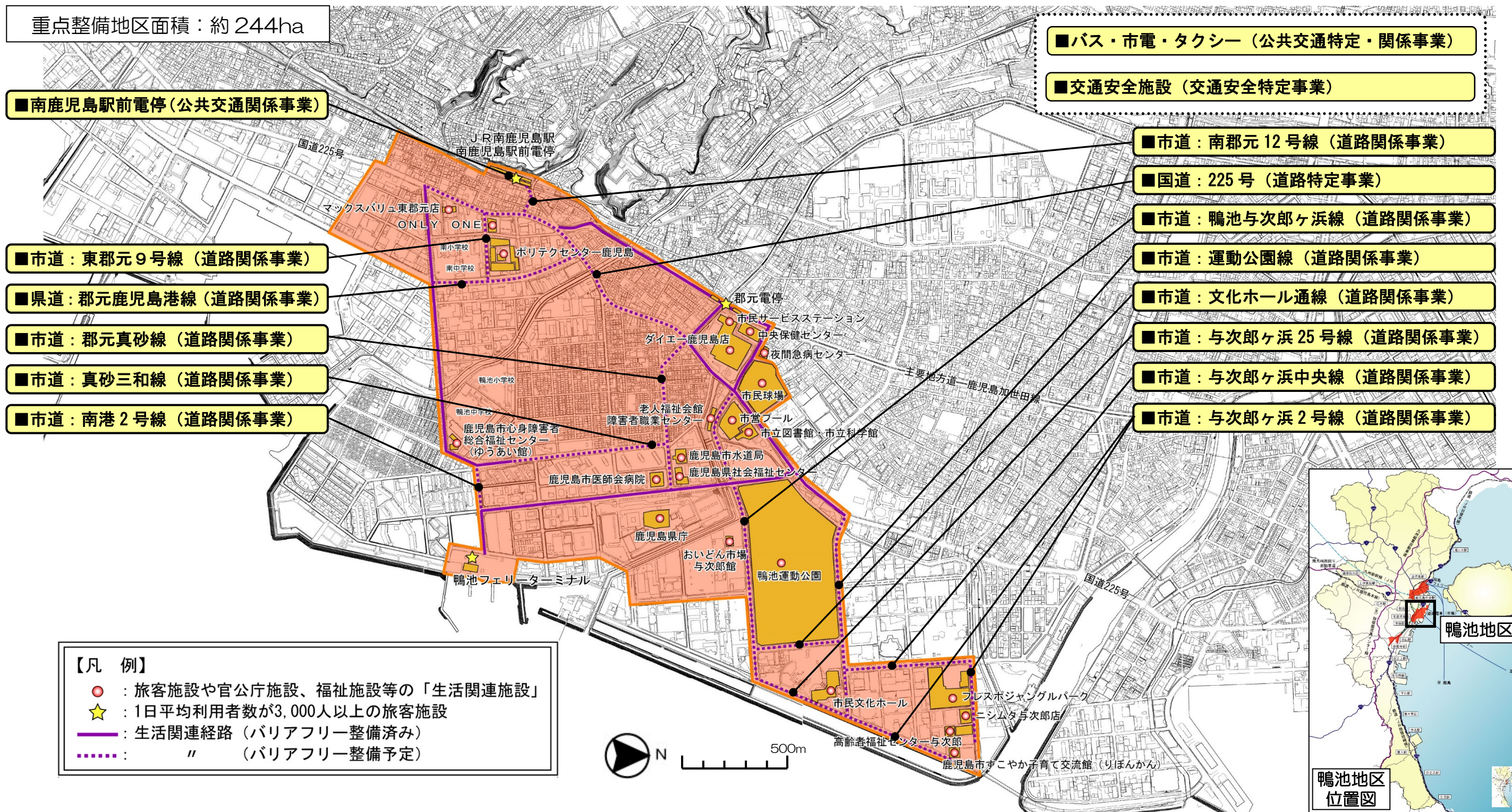
前構想における3つの重点整備地区「中央地区」、「鴨池地区」、「谷山地区」の実施事業は次のとおりです。

重点整備地区「中央地区」及び実施事業



※ 施設名は前構想策定時のもの

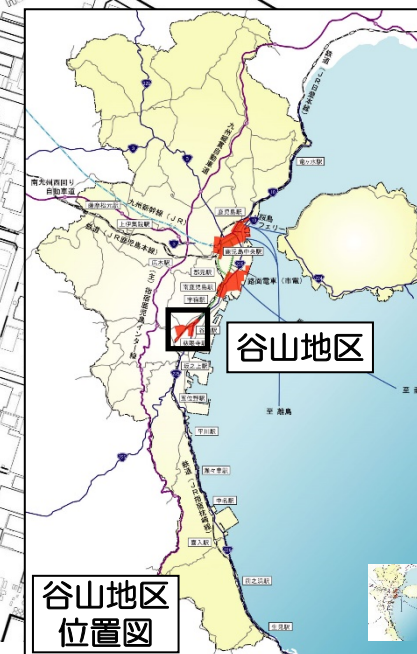
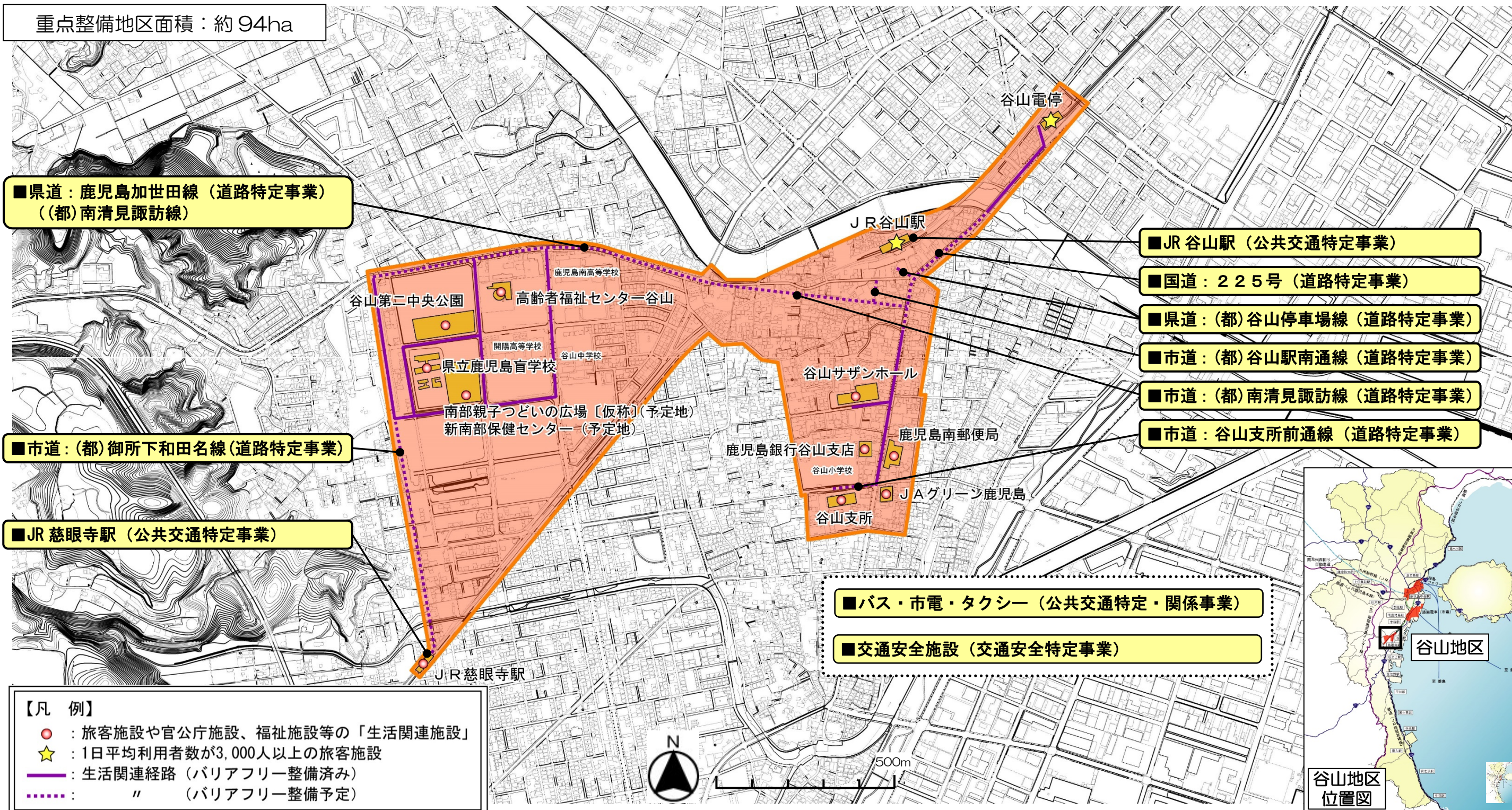
重点整備地区「鴨池地区」及び実施事業



※ 施設名は前構想策定時のもの

重点整備地区「谷山地区」及び実施事業

重点整備地区面積：約94ha



2. 前構想における特定事業等の実施状況

前構想における特定事業等の実施状況は、全 138 事業のうち、87 事業が令和 2 年度までに完了し、30 事業が継続実施（うち 6 事業が令和 3 年度完了）、21 事業が実施検討中となっています。

（特定事業とは、バリアフリー法第 2 条第 25 号に規定する特定事業に該当し、バリアフリー化のために必要な基準に適合するものをいう。また、関係事業とは特定事業以外の事業をいう。）

(1) 公共交通特定事業・公共交通関係事業

公共交通特定事業として、旅客施設のエレベーター等の設置や低床車両の導入に取り組んだほか、公共交通関係事業として、ユニバーサルデザインタクシーの導入やバス停留所の改善等に取り組みました（★印は特定事業に該当するもの）。

重点整備地区	事業主体	対象	内容	進捗状況
中央地区	南国交通（株）	南国交通バスターミナル（★）	多目的トイレ、点字ブロック、車いす対応の券売機の設置	完了
	鹿児島市船舶局	桜島港フェリーターミナル（★）	エレベーター（EV）やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックの設置	完了
	九州旅客鉄道（株） 鹿児島市	JR 鹿児島駅（★）	EV、視覚障害者誘導用ブロックの設置等	令和 3 年度完了
	鹿児島市交通局	中洲通電停、市立病院前電停（★）、鹿児島駅前電停	電停の拡幅、上屋設置等	完了
	公益社団法人 鹿児島県バス協会	バス停留所（5 箇所）	風防付バス停留所上屋の設置	完了
	鹿児島市タクシー協会	ユニバーサルデザインタクシー	ユニバーサルデザインタクシーの導入	継続実施
	鹿児島交通（株） 南国交通（株） JR 九州バス（株） 鹿児島市交通局	低床バス車両（★）	低床車両の導入	継続実施
	鹿児島市交通局	超低床電車（★）	超低床電車の導入	完了
	鹿児島市船舶局	桜島フェリー	EV やスロープ、障害者用トイレの設置等	完了
鴨池地区	鹿児島市	南鹿児島駅前電停	電停出入口通路の勾配の解消	完了
	鹿児島交通（株） 南国交通（株） 鹿児島市交通局	低床バス車両（★）	低床車両の導入 ※再掲	継続実施
	鹿児島市交通局	超低床電車（★）	超低床電車の導入 ※再掲	完了
	鹿児島市タクシー協会	ユニバーサルデザインタクシー	ユニバーサルデザインタクシーの導入 ※再掲	継続実施
谷山地区	九州旅客鉄道（株） 鹿児島市	JR 谷山駅（★） JR 慈眼寺駅（★）	EV、エスカレーターを設置 EV の設置	完了 完了
	鹿児島交通（株） 鹿児島市交通局	低床バス車両（★）	低床車両の導入 ※再掲	継続実施
	鹿児島市交通局	超低床電車（★）	超低床電車の導入 ※再掲	完了
	鹿児島市タクシー協会	ユニバーサルデザインタクシー	ユニバーサルデザインタクシーの導入 ※再掲	継続実施



JR 鹿児島駅のエレベーターの設置
(中央地区：令和元年度整備箇所)



南鹿児島駅前電停出入口通路の整備
(鴨池地区：平成 27 年度整備箇所)



高見馬場バス停留所（中央ビル前）の整備
(中央地区：平成 25 年度整備箇所)



JR 慈眼寺駅のエレベーターの設置
(谷山地区：平成 27 年度整備箇所)



桜島港フェリー乗降施設（人道橋）の整備
(中央地区：令和元年度整備箇所)



ユニバーサルデザインタクシーの導入

(2) 道路特定事業・道路関係事業

道路特定事業等では、段差、勾配の解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良、バス停部の歩道高さの調整などに取り組みました（★印が特定事業に該当するもの）。

重点整備地区	事業主体	道路名	内容	進捗状況
中央地区	県	県道鹿児島東市来線	視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良、バス停部の歩道高さの調整	完了
		県道鹿児島加世田線		完了
	市	市道唐湊線(★)	段差・勾配の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良	完了
		市道中洲通線		完了
		市道高麗本通線		実施検討中
		市道平田橋武線(★)		完了
		市道二官橋3号線		完了
		市道市庁前線		完了
市道滑川通3号線	完了			
鴨池地区	国	国道225号(★)	電線共同溝の整備	完了
	県	県道郡元鹿児島港線	視覚障害者誘導用ブロックの設置	完了
	市	市道東郡元9号線	段差・勾配の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良	完了
		市道郡元真砂線		完了
		市道真砂三和線		完了
		市道南港2号線		完了
		市道南郡元12号線		完了
		市道鴨池与次郎ヶ浜線		令和3年度完了
		市道運動公園線		令和3年度完了
		市道文化ホール通線		完了
		市道与次郎ヶ浜25号線		令和3年度完了
		市道与次郎ヶ浜中央線		令和3年度完了
	市道与次郎ヶ浜2号線	令和3年度完了		
谷山地区	国	国道225号(★)	歩道の拡幅、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良	完了
	市	県道鹿児島加世田線(★) (都市計画道路南清見諏訪線)	段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良	継続実施
		都市計画道路谷山停車場線(★)	歩道の拡幅、段差・勾配の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良	完了
		都市計画道路御所下和田名線(★)		完了
		都市計画道路谷山駅南通線(★)	土地区画整理事業による道路の新設、視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良	完了
		都市計画道路南清見諏訪線(★)		継続実施
市道谷山支所前通線(★)	段差・勾配の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良	完了		



市道 市庁前線の整備
(中央地区：平成 28 年度整備箇所)



県道 郡元鹿児島港線の整備
(鴨池地区：平成 27 年度整備箇所)



都市計画道路 御所下和田名線の整備
(谷山地区：平成 29 年度整備箇所)

(3) 都市公園特定事業

都市公園特定事業では、天文館公園において園路や広場、便所等のバリアフリー化に取り組みました。

重点整備地区	事業主体	公園名	内容	進捗状況
中央地区	市	天文館公園	園路や広場、便所等のバリアフリー化	完了



(4) 交通安全特定事業

交通安全特定事業では、音響式歩行者誘導付加装置（音響式信号機）や高齢者等感応信号機の設置などに取り組みました。

重点整備地区	事業主体	内容	計画箇所数	進捗状況	
				整備完了箇所	実施検討中
中央地区	県公安委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 音響式信号機、高齢者等感応信号機等の設置 ・ 利用者の状況に応じた、エスコートゾーンの設置 ・ 道路標識、道路標示の設置 ・ 違法駐車取締り強化 	31	22	9
鴨池地区			29	20	9
谷山地区			8	6	2



経過時間表示機能付灯器（甲南高校前）の設置
（中央地区：平成 27 年度整備箇所）



高齢者等感応信号機（武道館前交差点）の設置
（鴨池地区：平成 26 年度整備箇所）



経過時間表示機能付灯器（清見橋北口）の設置
（谷山地区：平成 28 年度整備箇所）

(5) ソフト面における取組

各事業者によるバリアフリーに関する乗務員研修や、心のバリアフリー化を進めるための啓発活動等を行いました。

事業主体	取組の名称等	内容	進捗状況
鹿児島交通（株）	乗務員研修	心のバリアフリーについての意識づけ・意識高揚	継続実施
南国交通（株）	乗務員研修	外部講師を招いた研修	継続実施
JR九州バス（株）	四半期訓練	乗務員を対象とした接遇面、スロープ板の操作、車いすの取扱い等のバリアフリー訓練	継続実施
鹿児島市タクシー協会	乗務員研修	乗務員接遇研修会の実施、マナーアップ及び「おもてなしの心」醸成	継続実施
鹿児島市交通局	乗務員研修	乗務員（市電・バス）を対象とした高齢者・障害者への対応、車いすの取扱い等の研修	継続実施
公共交通事業者 鹿児島市	バス・市電等の車内アナウンス	バリアフリーへの理解を求める車内アナウンスの放送	継続実施
	バス・市電等の車内掲示用ポスター	心のバリアフリー等を啓発する車内掲示用ポスターの製作	完了
鹿児島運輸支局 鹿児島市	バリアフリー教室	市民を対象とした高齢者等の疑似体験を通じたバリアフリー教室の開催	継続実施
鹿児島市	市政出前トーク	基本構想の概要やバリアフリー整備の内容、心のバリアフリーの推進の説明	継続実施
	心のバリアフリー推進に向けた講演会	公共交通事業者等を対象とした、心のバリアフリー推進に関する講演会の開催	継続実施
	前構想の進捗状況の公表	各事業計画の進捗状況の確認及び市HP等による公表	完了
	障害者週間における啓発活動	障害者福祉の理解を深めること等を目的とした懸垂幕、ポスター等による啓発	継続実施
	身体障害者補助犬の普及啓発	障害者の自立や社会参加の促進するためを目的とした、身体障害者補助犬の普及活動	継続実施
	移動支援事業	屋外での移動に困難がある障害者の外出時の支援	継続実施
	同行援護	屋外での移動に困難がある視覚障害者の外出時の支援	継続実施
	鹿児島県福祉のまちづくり条例に関する事務	条例に基づき整備促進する施設整備の届出受理、交付金の交付	継続実施
	鹿児島市福祉環境整備指針に関する事務	指針に基づく小規模な施設整備に関する届出受理	継続実施
市立小・中学校	バリアフリーに関する指導	バリアフリーやユニバーサルデザインをテーマにした学習の実施	継続実施

III. 本市の現状

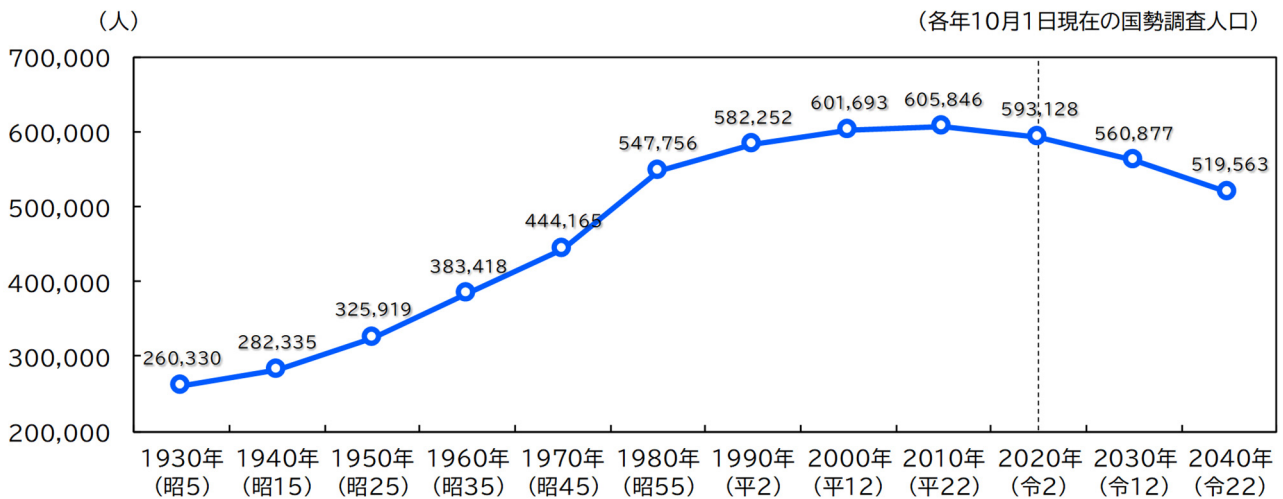
1. 人口と高齢化の推移

本市の人口は、平成 25 年をピークに減少し、令和 2 年に行われた国勢調査では 593,128 人となり、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）が公表した推計値によると令和 22 年には 519,563 人まで減少する予測となっています。

また、年齢区分別の人口を見ると、0 歳から 14 歳までの年少人口は昭和 60 年をピークに減少しており、65 歳以上の老年人口については増加し続けています。

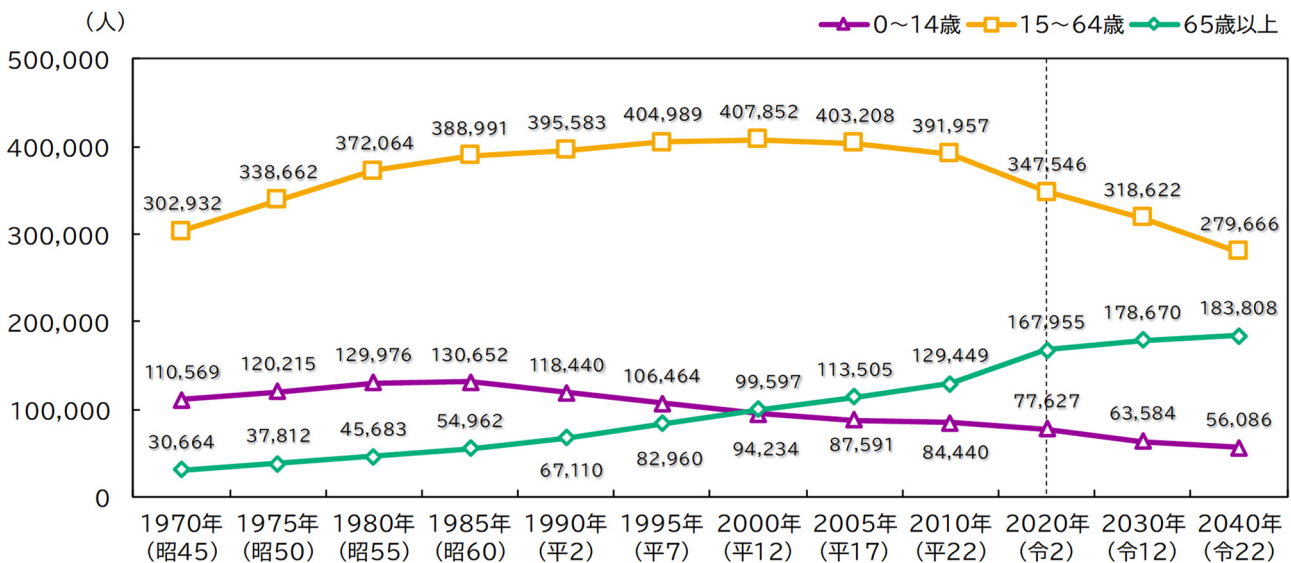
将来推計においてもこの傾向は続き、人口減少・少子高齢化が進行すると考えられます。

人口の推移と将来推計



(資料：鹿児島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンを基に作成※)

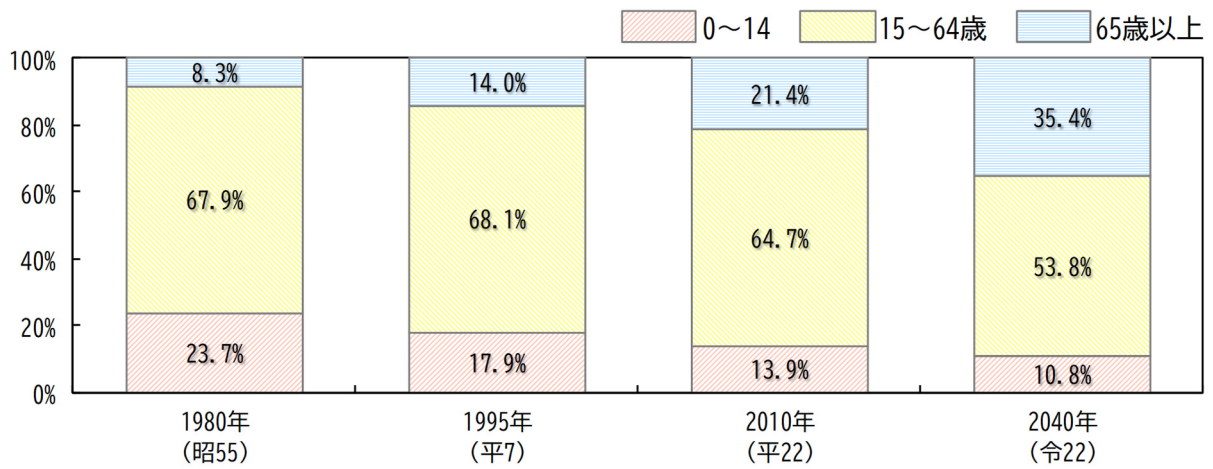
年齢3区分別人口の推移と将来推計



(資料：鹿児島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンを基に作成※)



年齢3区分別人口割合の推移



(資料：鹿児島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンを基に作成※)

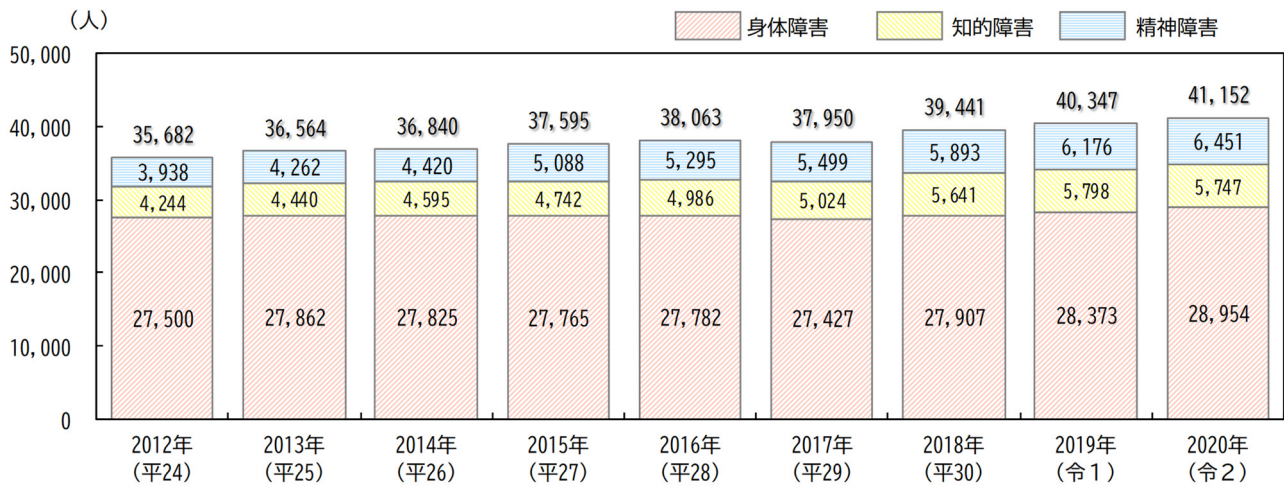
※ 2020 (令和2) 年までは国勢調査 (2004 (平成16) 年11月に合併した吉田町など5町の人口を含む。)、2030 (令和12) 年以降は社人研の推計値 (2013.3.27公表)

2. 障害者(手帳所持者)数の推移

近年、障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、障害の種類別では身体障害者が最も多くなっています。

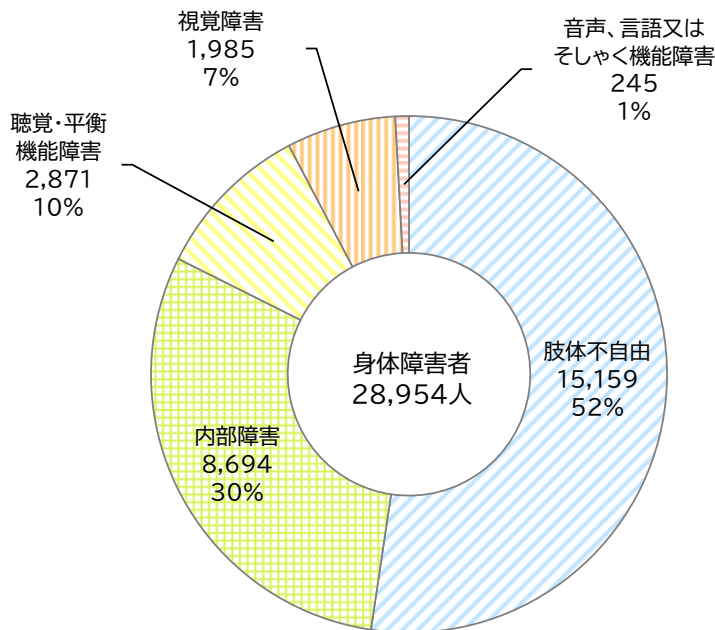
また、身体障害者の内訳は、令和2年4月1日現在で肢体不自由が52%（15,159人）と最も多く、次いで内部障害が30%（8,694人）、聴覚・平衡機能障害が10%（2,871人）となっています。

本市における障害者手帳所持者数の推移



(資料：鹿児島市障害福祉計画を基に作成)

本市における身体障害者手帳所持者の障害種別構成割合（令和2年4月1日現在）



(資料：鹿児島市障害福祉計画を基に作成)



3. 第三次基本構想策定に向けた課題

本市の現状等を踏まえ、本構想策定に向けた課題を以下のように整理します。

本市の現状等	課題
国の動向等	<ul style="list-style-type: none">■ 法改正に伴い、基本構想の定期的な評価等の努力義務化、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策の取組強化等について検討が必要■ 基本方針の改正に伴い、1日当たりの平均利用者数が2,000人以上の鉄軌道駅を対象として、重点整備地区の設定について改めて検討が必要
前構想における特定事業の進捗状況	<ul style="list-style-type: none">■ 公共交通特定事業等について、基本方針に基づき、継続的な旅客施設や車両等のバリアフリー化の推進が必要■ 道路特定事業・道路関係事業について、未完了・実施検討中の事業もあることから、継続的に道路のバリアフリー化の推進が必要■ 交通安全特定事業について、着実な推進が必要
本市の現状	<ul style="list-style-type: none">■ 少子高齢化の進行を鑑み、高齢者・障害者等を含むすべての人が安心・安全に生活し、社会参加が図られるよう、引き続きバリアフリー環境の整備が必要■ 既存重点整備地区における生活関連施設の見直しの検討が必要



IV. 基本的方向

1. 基本理念及び基本方針

本構想においては、前構想の理念や方針も踏まえ、引き続き市民・事業者・行政が共に連携・協働し、ハード整備だけではなく、人々の心が繋がり互いに支え合うまちづくりを目指し、基本理念及び基本方針を次のように設定します。

基本理念 みんなにやさしい 安心・安全に移動できるまちづくり

基本方針

■安心・安全な交通環境整備の推進

高齢者や障害者等すべての人が安心して生活・移動できる環境の実現のため、多くの市民や観光客等の来街者が集まる施設、道路等を含む地区を中心に、道路の整備や低床車両の導入等、関連する事業と連携を図りながらバリアフリー化を進めます。

また、既に整備された道路や公共交通機関等の都市基盤を十分に活用し、バリアフリーのネットワーク化を図ることにより、さらに多くの方々が集いやすいまちづくりを進めます。

■みんなで理解し支え合う「心のバリアフリー」の推進

市民一人ひとりがバリアフリーについて理解を深め、高齢者、障害者等への理解や思いやりを育むための意識啓発に取り組み、市民の心のバリアフリー化を進めます。

■効果的・継続的な取組の推進

バリアフリー化を効果的に進めるために、基本構想策定後も関係者（市民（利用者）、関係団体、事業者等）と連携しながら事業の進捗管理を行い、定期的な評価の実施や計画の見直し等による効果的・継続的なバリアフリー化を図ります。

2. 目標年度

本構想の計画開始年度は令和4年度とし、バリアフリー法に基づく基本構想等の評価期間を踏まえ、計画期間を5年間、目標年度を令和8年度とします。

3. 取組方針

本構想では、公共交通機関や旅客施設等の「公共交通」、「道路」、音響式信号機の設置等に関する「交通安全」、心のバリアフリーに関する「教育啓発」の種類について、以下の方針で取り組むこととします。

事業の種類	取組方針
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ・旅客施設については、スロープや視覚障害者誘導用ブロックの設置等に努める。 ・バス停については、上屋の設置等の改善を進める。 ・桜島フェリーについては、新船導入の際にバリアフリー基準に適合したものとする。 ・バス車両については、低床車両の導入を進める。 ・タクシー車両については、ユニバーサルデザインタクシーの導入を進める。 ・高齢者、障害者等が利用しやすいバリアフリー情報等については、案内看板やホームページなどで提供を行う。 ・バリアフリー設備については、定期的な点検や利用者の要望に応じた介助など、その機能が十分に発揮される体制を整える。
道路	<p>地形の状況等の制約を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道の有効幅員 1.5m 以上確保できる経路の整備に取り組む。 ・歩道の段差解消、視覚障害者誘導用ブロックや休憩施設（ベンチ等）の設置等に優先的に取り組む。 ・歩道の拡幅や勾配解消、舗装面の改良、バス停部の歩道高さの調整等は、計画期間にとらわれず、大規模な改良を行う際に取り組む。
交通安全	<ul style="list-style-type: none"> ・音響式信号機の設置や歩行者用道路であることを表示する道路標識の設置等に取り組む。
教育啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な利用者支援が行えるよう、乗務員や職員への研修等を行う。 ・学校教育や講習会、広報活動を通じて「心のバリアフリー」を推進する。 ・優先席やバリアフリースイレ、障害者等用駐車スペース等の設備を必要な方が利用できるよう、広報活動を行う。

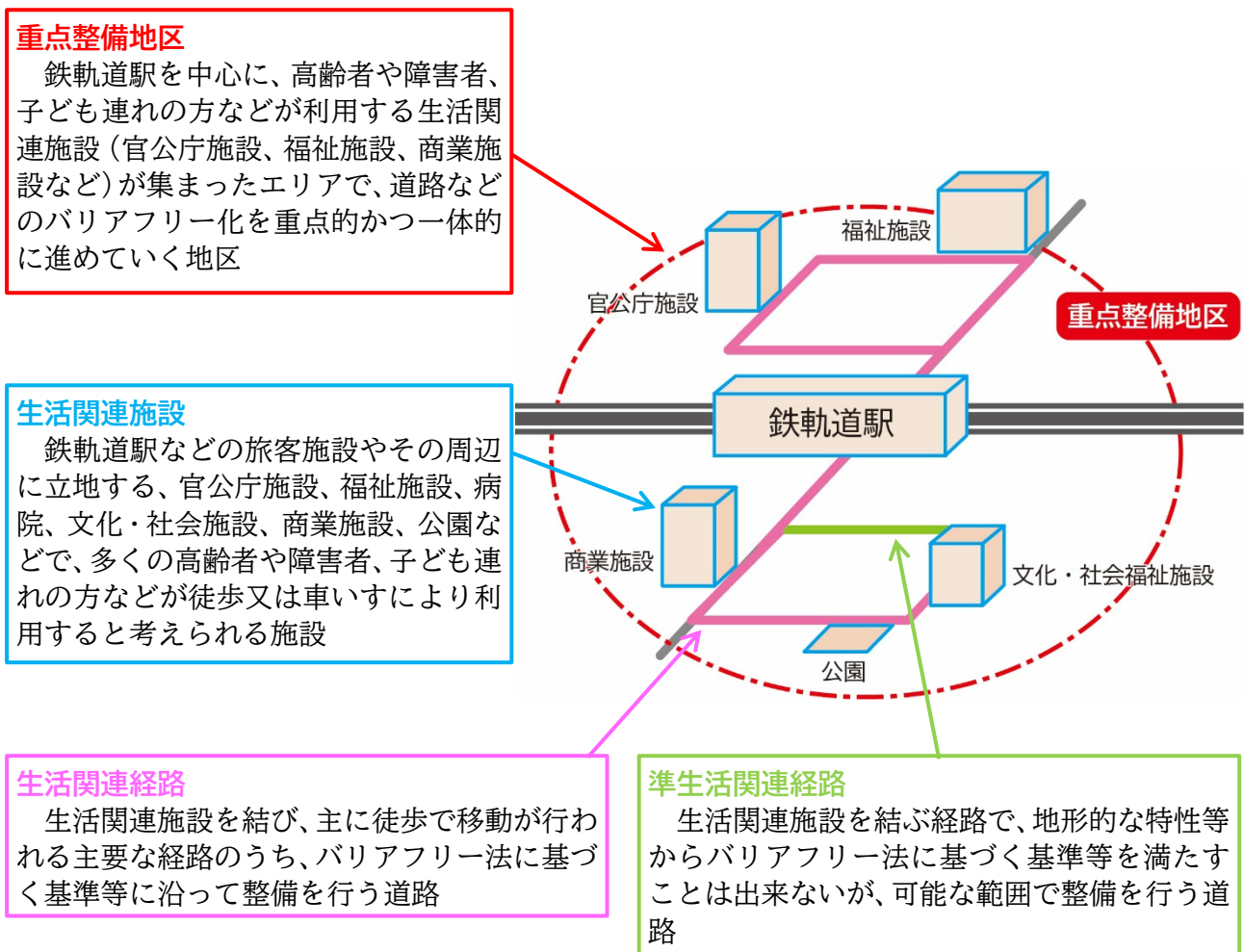
V. 重点整備地区

1. 重点整備地区の選定

本構想においても、市内3地区を「重点整備地区」として選定し、道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めます。

重点整備地区については、国の基本方針に基づき、「1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上の鉄軌道駅」の周辺における生活関連施設の立地状況や経路等の整備状況、利用者の特性等を総合的に勘案し、前構想に引続き、「中央地区」、「鴨池地区」、「谷山地区」を選定するとともに、地区の範囲や生活関連施設及び生活関連経路の見直しを行いました。

本構想における重点整備地区のイメージ



1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上の旅客施設

種別	旅客施設名	重点整備地区	利用者数 (乗降客数)	生活関連施設 の設定
鉄道駅※1 (9施設)	鹿児島中央駅	中央	約 40,540 人/日	○
	谷山駅	谷山	約 5,500 人/日	○
	坂之上駅	—	約 4,500 人/日	—
	上伊集院駅	—	約 3,500 人/日	—
	鹿児島駅	中央	約 3,200 人/日	○
	慈眼寺駅	谷山	約 3,000 人/日	○
	南鹿児島駅	鴨池	約 2,700 人/日	○
	宇宿駅	—	約 2,500 人/日	—
	郡元駅	—	約 2,200 人/日	—
市電 停留場 (7施設)	郡元電停	鴨池	約 6,900 人/日	○
	谷山電停	谷山	約 5,600 人/日	○
	鹿児島中央駅前電停	中央	約 5,500 人/日	○
	天文館通電停	中央	約 3,800 人/日	○
	いづろ通電停	中央	約 3,300 人/日	○
	高見馬場電停	中央	約 3,300 人/日	○
	脇田電停	—	約 2,400 人/日	—
旅客船 ターミナル※2 (3施設)	鹿児島港桜島フェリーターミナル	中央	約 6,100 人/日	○
	桜島港フェリーターミナル	中央	約 6,100 人/日	○
	鴨池フェリーターミナル	鴨池	約 3,500 人/日	○
バスターミナル (1施設)	鹿児島中央ターミナルビル	中央	約 2,000 人/日	○

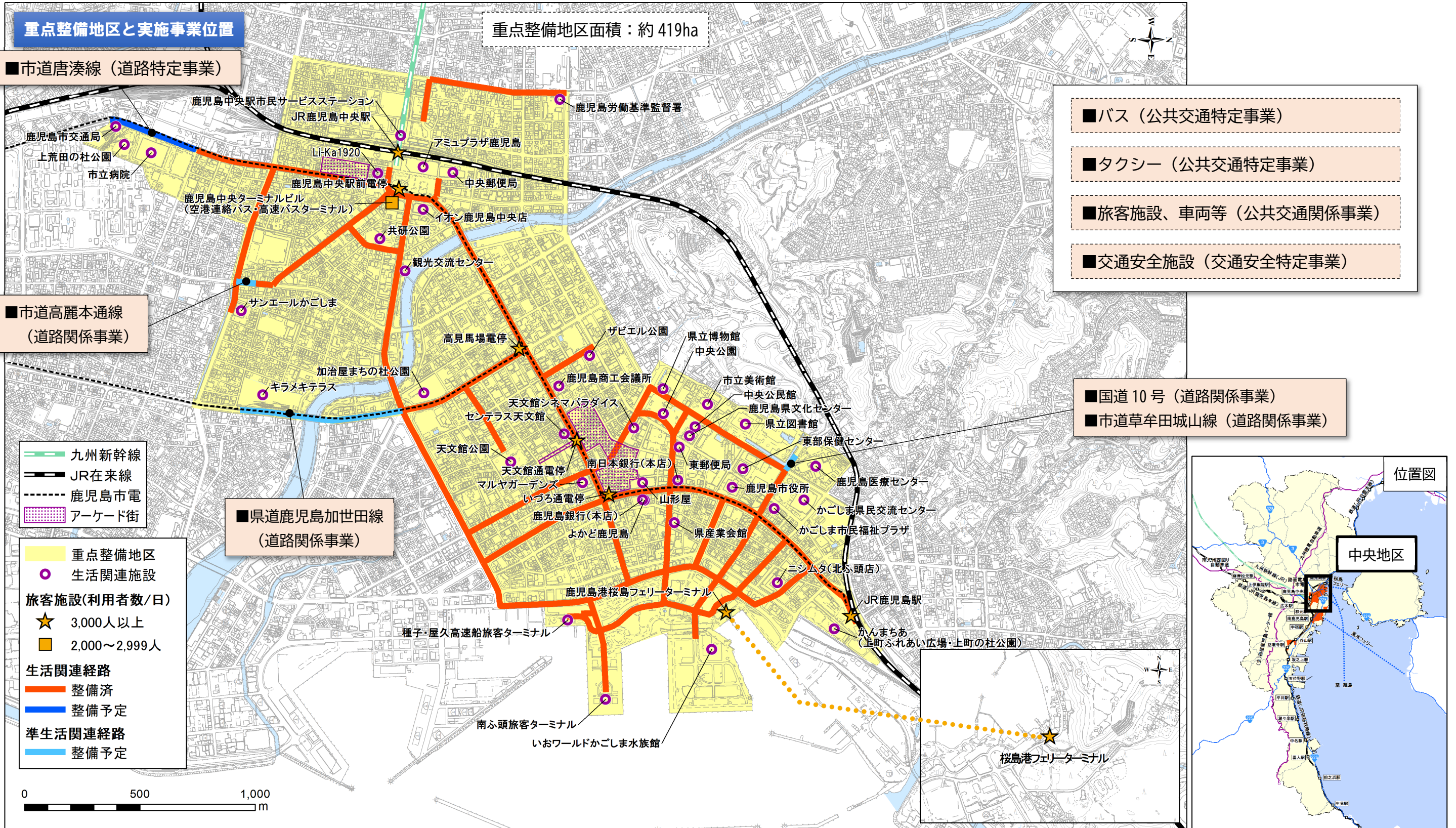
※1 鉄道駅の乗降客数は、JR九州公表値（駅別乗車人員）を2倍したもの

※2 「鹿児島港桜島フェリーターミナル」及び「桜島港フェリーターミナル」の乗降客数は、車両同乗者数を除いたもの

(資料：各公共交通事業者提供（令和元年度実績値）)

2. 中央地区

中央地区は本市のほぼ中央に位置し、新幹線の南の発着点である鹿児島中央駅や鹿児島駅等の旅客施設があり、鹿児島中央駅周辺からいづろ・天文館地区、本港区を結ぶ都市軸を中心に、商業・サービス機能などが集積した中心市街地を形成しています。市街地再開発事業など施設の更新が進んでおり、重点的かつ一体的なバリアフリー整備の必要性がある地域です。



中央地区においては、以下の表に示すバリアフリー関係事業に取り組みます。

中央地区におけるバリアフリー関係事業一覧

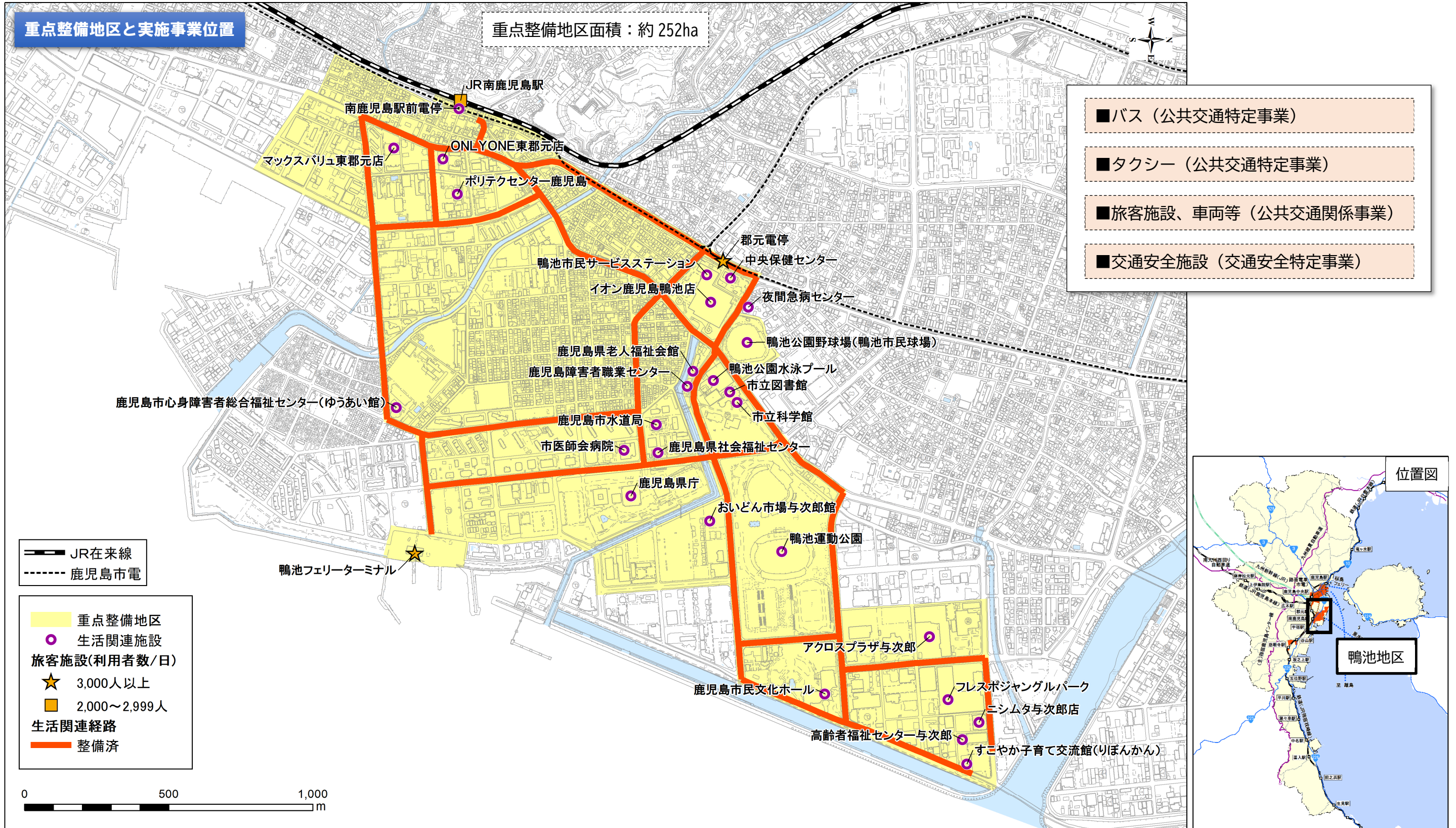
種別	対象※ ¹	事業内容	実施主体	実施時期※ ²	
				前期	後期
公共交通	バス(★)	・低床車両の導入	公共交通事業者	○	○
	タクシー(★)	・ユニバーサルデザインタクシーの導入		○	○
	旅客施設、車両等	・高齢者、障害者等が利用しやすいバリアフリー情報等の提供		○	○
		・設備の定期点検や要望に応じた介助など、バリアフリー設備の機能が十分に発揮される体制の整備		○	○
道路	国道 10 号	・歩道の段差解消、視覚障害者誘導用ブロック、休憩施設(ベンチ等)の設置等	行政 (道路管理者)		○
	県道鹿児島加世田線			○	
	市道唐湊線(★)			○	
	市道高麗本通線			○	
	市道草牟田城山線	・大規模な改良を行う路線については、歩道の拡幅や勾配解消等の整備 ・適正な維持管理			○
交通安全	交通安全施設〔信号機等〕(★)	・音響式信号機、高齢者等感応信号機等の設置 ・横断秒数の確保 ・利用者の状況に応じた、エスコートゾーンの設置 ・道路標識、道路標示の設置	行政 (公安委員会)	○	○

※1 ★印はバリアフリー法第2条第25号に規定する特定事業に該当するもの

※2 「前期」は、令和4年度から令和6年度の間事業実施・完了が見込めるもの、「後期」は令和7年度から令和8年度の間事業実施・完了が見込めるもの、又は実施予定時期が明記できないもの

3. 鴨池地区

鴨池地区は本市の中央部南側に位置し、南鹿児島駅等の旅客施設があり、鹿児島県庁やその他主要な公共施設等が立地していることから、重点的かつ一体的なバリアフリー整備の必要性がある地域です。



鴨池地区においては、以下の表に示すバリアフリー関係事業に取り組みます。

鴨池地区におけるバリアフリー関係事業一覧

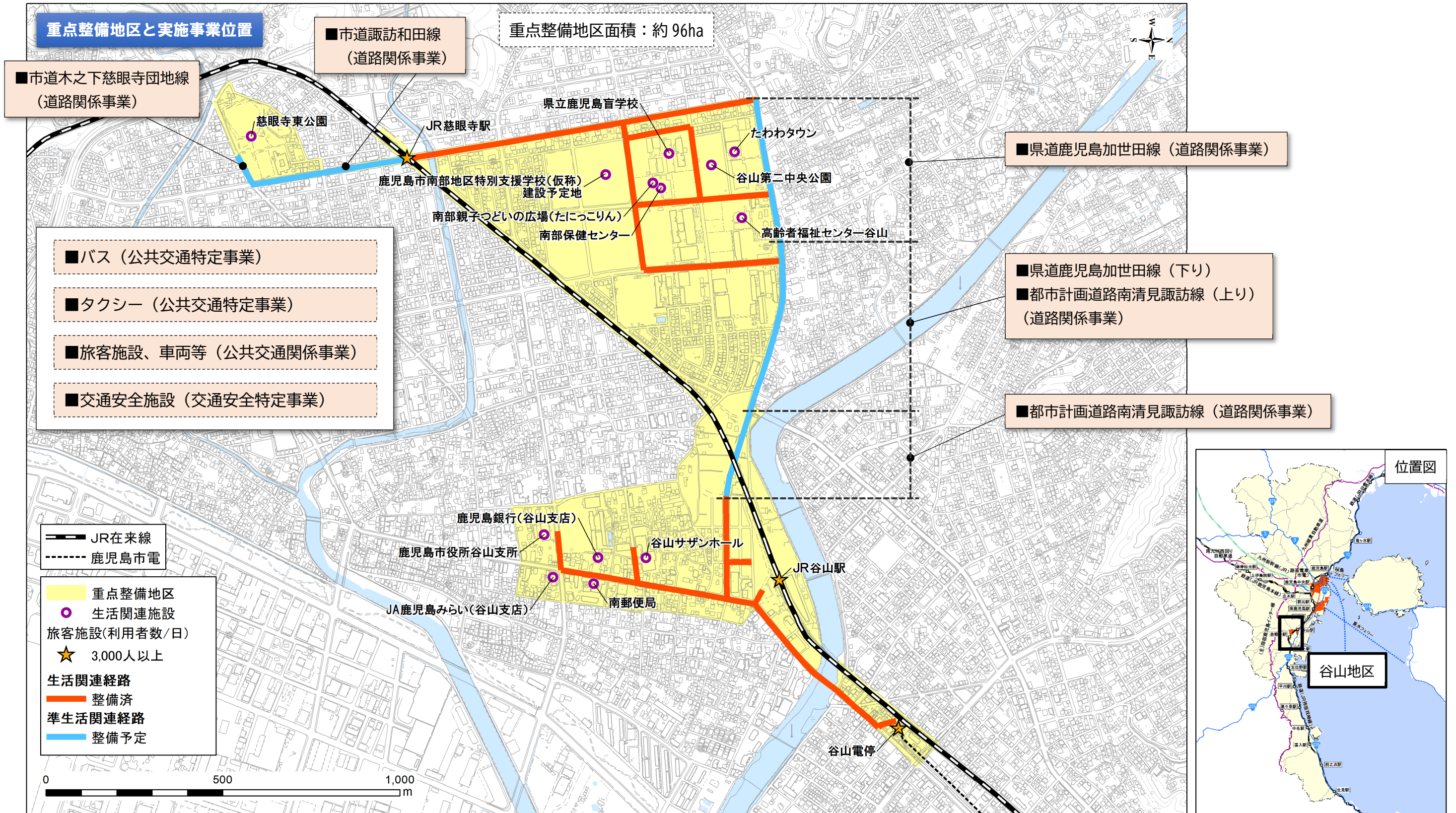
種別	対象※ ¹	事業内容	実施主体	実施時期※ ²	
				前期	後期
公共交通	バス(★)	・低床車両の導入	公共交通事業者	○	○
	タクシー(★)	・ユニバーサルデザインタクシーの導入		○	○
	旅客施設、車両等	・高齢者、障害者等が利用しやすいバリアフリー情報等の提供		○	○
		・設備の定期点検や要望に応じた介助など、バリアフリー設備の機能が十分に発揮される体制の整備		○	○
交通安全	交通安全施設〔信号機等〕(★)	・音響式信号機、高齢者等感応信号機等の設置 ・横断秒数の確保 ・利用者の状況に応じた、エスコートゾーンの設置 ・道路標識、道路標示の設置	行政 (公安委員会)	○	○

※1 ★印はバリアフリー法第2条第25号に規定する特定事業に該当するもの

※2 「前期」は、令和4年度から令和6年度の間事業実施・完了が見込めるもの、「後期」は令和7年度から令和8年度の間事業実施・完了が見込めるもの、又は実施予定時期が明記できないもの

4. 谷山地区

谷山地区は、谷山駅等の旅客施設があり、公共施設や教育施設、福祉施設が複数立地していることから、重点的かつ一体的なバリアフリー整備の必要性がある地域です。



谷山地区においては、以下の表に示すバリアフリー関係事業に取り組みます。

谷山地区におけるバリアフリー関係事業一覧

種別	対象※ ¹	事業内容	実施主体	実施時期※ ²	
				前期	後期
公共交通	バス(★)	・低床車両の導入	公共交通事業者	○	○
	タクシー(★)	・ユニバーサルデザインタクシーの導入		○	○
	旅客施設、車両等	・高齢者、障害者等が利用しやすいバリアフリー情報等の提供		○	○
		・設備の定期点検や要望に応じた介助など、バリアフリー設備の機能が十分に発揮される体制の整備		○	○
道路	県道鹿児島加世田線	・歩道の段差解消、視覚障害者誘導用ブロック、休憩施設(ベンチ等)の設置等	行政 (道路管理者)		○
	都市計画道路南清見諏訪線			○	○
	市道諏訪和田線	・大規模な改良を行う路線については、歩道の拡幅や勾配解消等の整備 ・適正な維持管理			○
	市道木之下慈眼寺団地線				○
交通安全	交通安全施設〔信号機等〕(★)	・音響式信号機、高齢者等感応信号機等の設置 ・横断秒数の確保 ・利用者の状況に応じた、エスコートゾーンの設置 ・道路標識、道路標示の設置	行政 (公安委員会)	○	○

※1 ★印はバリアフリー法第2条第25号に規定する特定事業に該当するもの

※2 「前期」は、令和4年度から令和6年度の間事業実施・完了が見込めるもの、「後期」は令和7年度から令和8年度の間事業実施・完了が見込めるもの、又は実施予定時期が明記できないもの

VI. 「心のバリアフリー」を推進するための取組

バリアフリーの推進は、ハード面の整備だけでなく、すべての人が互いに理解を深めようとコミュニケーションをとる「心のバリアフリー」が重要です。そのようなことから、「心のバリアフリー」の推進のため、令和2年のバリアフリー法改正により「教育啓発特定事業」が新たに創設されました。

「心のバリアフリー」の推進については、前構想でも取り組んできましたが、本構想においては、法改正の趣旨を踏まえ、これらの取組を「教育啓発特定事業」として位置付け、公共交通事業者と行政が連携しながら、これまで以上に推進します。

なお、これらの取組については、重点整備地区に限らず、市内全域を対象とします。

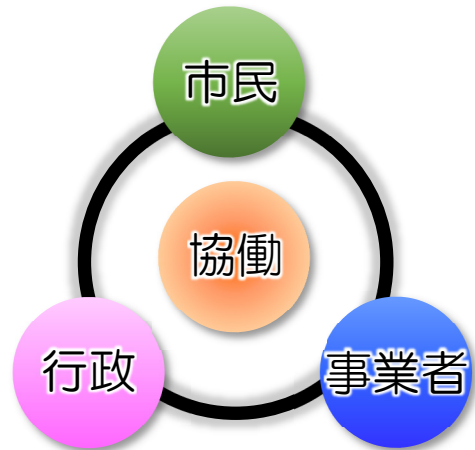
種別	取組内容	実施主体	実施時期※	
			前期	後期
教育啓発特定事業	適切な利用者支援や接遇の向上に向けた、乗務員や職員等を対象とする研修の実施や資格取得の推進	公共交通事業者	○	○
		行政	○	○
	各学校の教育課程に基づくバリアフリーに関する指導	行政	○	○
	バリアフリー教室や市政出前トーク、講習会を通じた意識啓発	行政	○	○
	ポスターや車内アナウンス等による意識啓発	公共交通事業者	○	○
		行政	○	○
	障害者福祉施策による啓発活動や外出支援の実施	行政	○	○
	優先席やバリアフリースイール、障害者等用駐車スペースの適正な利用に関する広報啓発	公共交通事業者	○	○
		行政	○	○
市ホームページ等による基本構想進捗状況の公表	行政	○	○	
その他の取組	障害者等の特定公共的施設等の安全かつ快適な利用促進	行政	○	○
	バリアフリーに配慮したイベントの実施	行政	○	○

※ 「前期」は、令和4年度から令和6年度の間事業実施・完了が見込めるもの、「後期」は令和7年度から令和8年度の間事業実施・完了が見込めるもの、又は実施予定時期が明記できないもの

VII.推進体制

1. 市民・事業者・行政の役割

本構想を実効性の高いものにするためには、市民や事業者、行政が、それぞれの果たすべき役割を十分に理解し、協働して取り組むことが重要です。

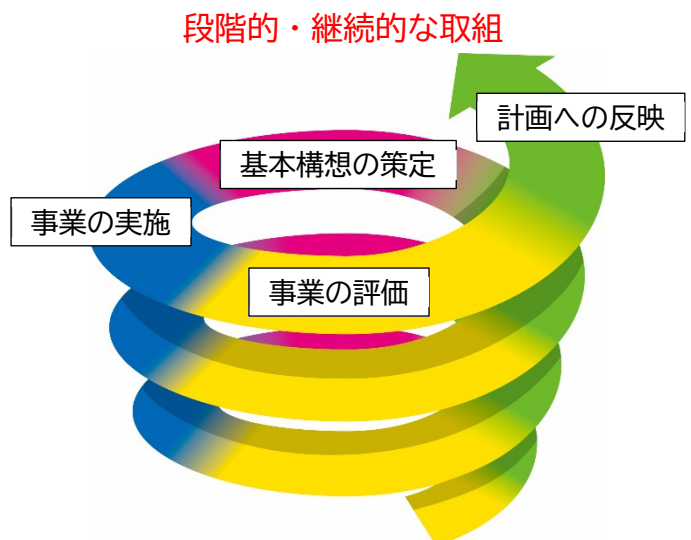


	主な取組内容
市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての人が互いに理解を深めようとコミュニケーションをとる「心のバリアフリー」についての理解 ・高齢者や障害者等を気軽に手助けするなど思いやりのある行動 ・自転車やバイクの違法駐車をしないなどマナーの向上
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想に基づく継続的なバリアフリー関係事業の実施 ・バリアフリーに関する利用者意見の把握 ・従業員に対するバリアフリーに関する教育の推進 ・情報のバリアフリー化や役務の提供等、真に必要な方が円滑に利用できる体制の確保
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想に基づく継続的なバリアフリー関係事業の実施 ・バリアフリーに関する情報提供と市民意見の把握 ・バリアフリーに関する市民や事業者に対する意識啓発と教育等の推進 ・関係機関との連携によるバリアフリー推進体制の確立

2. 進行管理体制と事後評価

(1) 進行管理

本構想の基本理念「みんなにやさしい安心・安全に移動できるまちづくり」の実現のためには、基本構想策定 (Plan) 後の事業実施 (Do) と、実施状況を継続的に把握し、実施内容と効果を評価 (Check) する仕組みを構築して、必要に応じて見直す (Action) といったPDCAサイクルによる進行管理が重要です。



また、社会経済情勢や市民のニーズの変化、関連計画の見直し等を踏まえ、必要に応じて事業の見直しや新たな提案を行うなど、時勢に即応した弾力的な運用を図り、段階的・継続的に発展（スパイラルアップ）していくことも欠かせません。

そのため、本市では、本構想の進捗状況の把握などを行う関係事業者等で構成する推進組織を設置するとともに、ホームページ等を活用し、事業の進捗状況等の情報発信や市民ニーズの把握に積極的に取り組みます。

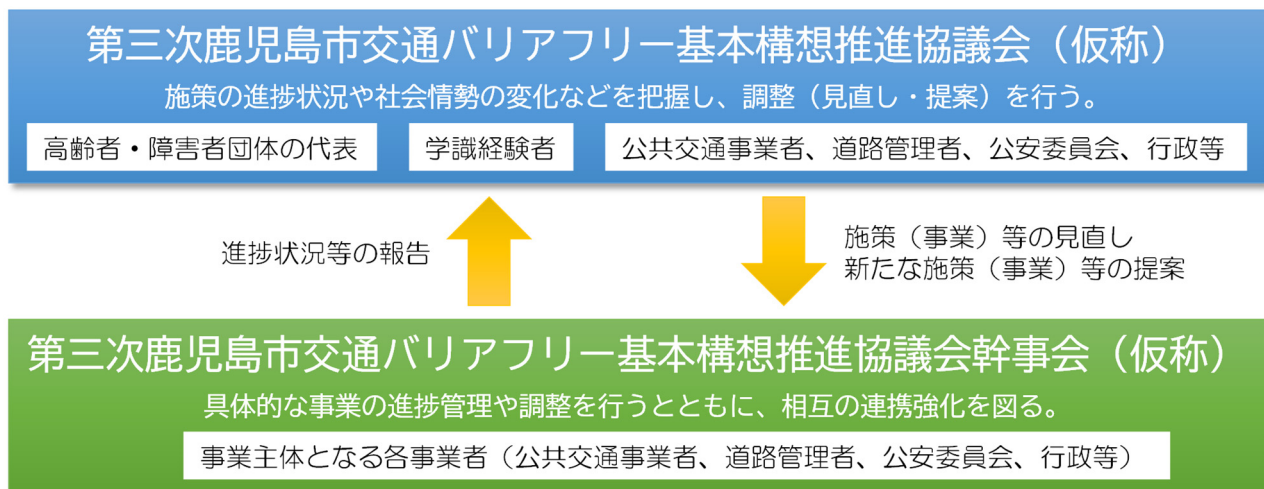
① 第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想推進協議会（仮称）の設置

本構想の一体的かつ計画的な推進に係る必要な協議及び調整を行うため、高齢者・障害者団体の代表や学識経験者、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、行政等で構成する「第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想推進協議会（仮称）」を設置します。

② 第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想推進協議会幹事会（仮称）の設置

本構想に基づき、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、行政など、事業主体となる各事業者が取り組む事業の一体的かつ計画的な推進に向けて、具体的な事業の進捗管理や調整を行うとともに、相互の連携強化を図るため、推進協議会の下に「第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想推進協議会幹事会（仮称）」を設置します。

進行管理体制のイメージ



（2）事後評価

基本構想策定後、各事業者が協力して特定事業計画を作成します。事業計画には特定事業の整備内容や、整備目標時期を示すことから、この事業計画に基づく進捗を踏まえ、計画期間終了後に確認・評価を行います。

資料編

1. 第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想策定協議会等の開催経過

本構想の策定にあたっては、学識経験者、関係事業者、高齢者・障害者団体の代表、行政、公募委員で構成する「第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想策定協議会」を設置し、協議・検討を行いました。

なお、具体的な事項に関しては、委員会の下に設置した幹事会において協議・調整を行いました。

第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想策定協議会 幹事会		
第1回	令和3年8月 (書面協議)	<ul style="list-style-type: none"> 本市の現状、第三次基本構想に向けた課題整理について 基本的方向について 重点整備地区の設定について
第2回	令和3年11月16日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想(素案)について 今後のスケジュールについて
第3回	令和4年2月 (書面協議)	<ul style="list-style-type: none"> 第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想(素案)に係るパブリックコメント手続の実施結果等について 第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想(案)について

第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想策定協議会		
第1回	令和3年8月 (書面協議)	<ul style="list-style-type: none"> 本市の現状、第三次基本構想に向けた課題整理について 基本的方向について 重点整備地区の設定について
第2回	令和3年11月24日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想(素案)について 今後のスケジュールについて
第3回	令和4年3月15日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想(素案)に係るパブリックコメント手続の実施結果等について 第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想(案)について

意見募集(パブリックコメント)	
○意見の募集期間	令和3年12月15日(水)～令和4年1月19日(水) (36日間)
○意見の提出状況	14人(69件)

第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想策定協議会 委員名簿

(敬称略)

No	区分	所属等	役職	氏名
1	学識経験者	鹿児島女子短期大学	名誉教授	◎古川 恵子
2	施設 設置 管理者	(鉄道)	九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社	副支社長 吉住 信哉
3		(フェリー)	鹿児島市船舶局	次長 園田 広美
4		(バス・路面電車)	鹿児島市交通局	次長 水之浦 達也
5		(バス)	公益社団法人鹿児島県バス協会	専務理事 改元 秀男
6		(タクシー)	鹿児島市タクシー協会	専務理事 原田 豊
7		(道路)	国土交通省九州地方整備局 鹿児島国道事務所	事務所長 鳥澤 秀夫
8		(道路)	鹿児島県鹿児島地域振興局建設部	部長 島田 公史
9	公安委員会(交通安全施設)	鹿児島県警察本部交通部	参事官 中野 誠	
10	高齢者、障害者団体等	鹿児島市高齢者クラブ連合会	副会長 原口 典	
11		鹿児島市身体障害者福祉協会	副理事長 木藤 隆志	
12		鹿児島市子育てサークル 連絡協議会	会長 宇都 恵子	
13	鹿児島市	(ソフト施策)	鹿児島市企画財政局企画部	部長 ○岩切 賢司
14		(ソフト施策)	鹿児島市健康福祉局福祉部	部長 山内 竜二
15		(駅前広場等)	鹿児島市建設局都市計画部	部長 中馬 礼士郎
16		(道路等)	鹿児島市建設局道路部	部長 寺尾 幸太郎
17		(ソフト施策)	鹿児島市教育委員会事務局教育部	部長 辻 慎一郎
18	その他市長が必要と認める者	国土交通省九州運輸局 鹿児島運輸支局	支局長 (次長)	中原 禎弘 (江隈 幸弘)
19	公募委員			永井 鷹一郎
20				紙屋 久美子
21				櫛山 美保子
22				大平 侑紗生
23				前園 綾美

※ 「◎」は委員長、「○」は副委員長

※ ()は前任者

第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想策定協議会幹事会 幹事名簿

(敬称略)

No	区分	所属等	役職	氏名
1	(鉄道)	九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社 総務企画課	人事・勤労 担当課長	中村 泰登
2	(フェリー)	鹿児島市船舶局船舶運航課	課長	竹ノ下 武宏
3	(路面電車)	鹿児島市交通局電車事業課	課長	岡元 一秀
4	(バス・路面電車)	鹿児島市交通局バス事業課	課長	山之口 格
5	(バス)	鹿児島交通株式会社乗合営業部	課長 (次長)	石田 洋介 (坂口 博文)
6	(バス)	南国交通株式会社 自動車事業部業務部計画課	課長	坂口 勇
7	(バス)	JR九州バス株式会社鹿児島支店	支店長	宮脇 健司
8	(バス)	公益社団法人鹿児島県バス協会	事務局長	山口 重幸
9	(タクシー)	鹿児島市タクシー協会	専務理事	原田 豊
10	(道路)	国土交通省九州地方整備局 鹿児島国道事務所交通対策課	課長	佐藤 博信
11	(道路)	鹿児島県鹿児島地域振興局建設部 土木建築課	課長	小谷 浩幸
12		国土交通省九州運輸局 鹿児島運輸支局	首席運輸企画 専門官	剣持 宗宏
13		鹿児島県総合政策部交通政策課	課長	滝澤 朗
14		鹿児島県警察本部交通部 交通規制課	課長	持留 道男
15	(ソフト施策)	鹿児島市企画財政局企画部 交通政策課	課長	●小林 拓史
16	(ソフト施策)	鹿児島市健康福祉局福祉部 障害福祉課	課長	柳田 ひろみ
17	(駅前広場等)	鹿児島市建設局都市計画部 市街地まちづくり推進課	課長	日高 謙次郎
18	(駅前広場等)	鹿児島市建設局都市計画部 谷山都市整備課	課長	外薮 正和
19	(建築物)	鹿児島市建設局建築部建築指導課	課長	甘利 敏行
20	(道路等)	鹿児島市建設局道路部道路建設課	課長	濱平 浩己
21	(道路等)	鹿児島市建設局道路部 街路整備課	課長	櫻木 武志
22	(道路等)	鹿児島市建設局道路部 谷山建設課	課長	宮園 秀二
23	(ソフト施策)	鹿児島市教育委員会事務局教育部 学校教育課	課長	山下 聖和

※ 「●」は幹事長

※ ()は前任者

2. 関係団体へのヒアリング調査等

(1) 関係団体へのヒアリング調査

本構想の策定にあたり3つの既存重点整備地区のバリアフリー整備等について、障害者団体等へヒアリング調査を行いました。

その結果、旅客施設や生活関連経路のバリアフリー整備が進み、利用しやすくなったとの意見をいただきました。一方で、駅構内のバリアフリー経路やトイレ、バス停（乗降スペース）に関する整備・改善の要望もいただいています。

実施概要

実施期間	令和2年10月21日（水）～11月13日（金） ※ 新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、書面での回答を依頼した
調査対象	3団体 （鹿児島市老人クラブ連合会（現：鹿児島市高齢者クラブ連合会）、鹿児島市身体障害者福祉協会、鹿児島市子育てサークル連絡協議会）
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 3つの既存重点整備地区におけるバリアフリー整備について、改善された点や不便に思う点 ● 「現在取り組んでいる」または「今後取り組む予定のある」バリアフリーに関する取り組みやその他の意見、活動内容

主な意見（抜粋）

中央地区	中央駅へ行く場合、イオン側のエレベーターは乗り継がないといけないので不便。
	中央駅バス停の上下線の乗降場が離れており高齢者、障害者等弱者に不便。
	施設の駐車場が狭い。子供をベビーカーへ乗せ替えできる位の広さがあると助かる。
	線路を渡る際、ベビーカーが乗り越えにくい段差があり危険に感じる。
鴨池地区	植栽やガードレールのあるバス停は、乗降スペースが狭い、または無い場所もある。
	公園内は、ベンチもあり、障害者用のトイレもあり清潔。
	通路に屋根がない為、雨の日が不便。
谷山地区	歩道が舗装されておらず、傾斜があったり、車が歩道上に駐車していたりする。シルバーカーの通行がスムーズにできるようにしてほしい。
	街が綺麗に整備されてきていると実感している。
その他	慈眼寺公園のトイレ、周辺道路の清掃とバリアフリー化。
	障害者や関係団体と実地検証し、利用の多い道路を絞り、重点的にバリアフリー化する、信号・横断箇所の安全対策を進めることが必要。
	高齢者や障害者のためにバリアフリー化することは、健常者にとっても住みやすい街につながる。若者も含め全員で考える必要がある。

(2) 公共交通における心のバリアフリーに関する市民アンケート調査

令和2年度、第二次鹿児島市公共交通ビジョン策定に向けた基礎調査の一つとして、20代以上の市民及びその家族を対象に、公共交通に関する市民アンケート調査を実施しました。

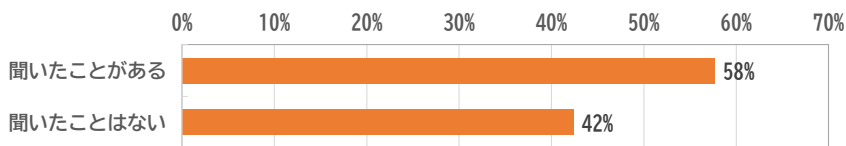
その結果、「心のバリアフリー」という言葉を聞いたことがある方の割合が約6割であるのに対し、講演会や研修会などへの参加経験がない方の割合が約8割となっており、「心のバリアフリー」についての理解を深める機会の少なさが目立つ結果となっています。

また、公共交通における心のバリアフリーを推進するために、効果的な普及啓発の方法として、「子供対象の学校教育」や「ポスター・車内放送など意識啓発」の回答が多い結果となりました。

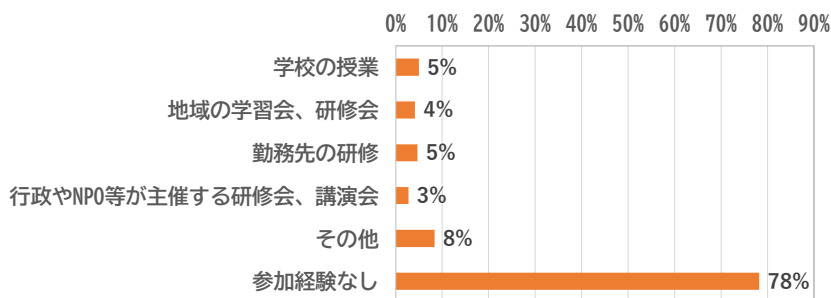
実施概要

実施期間	令和2年11月5日(木)～11月24日(火)
調査対象	20代以上の市民(及びその家族)3,300世帯へ2部ずつ配布し、1,988票を回収
調査内容	第二次鹿児島市公共交通ビジョン策定に向けた基礎調査の一つとして市民ニーズ把握のために実施

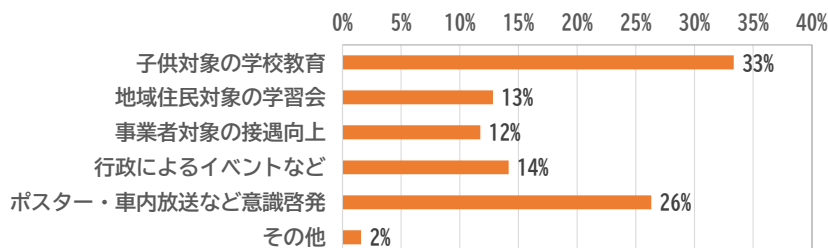
「心のバリアフリー」という言葉を聞いたことがありますか



心のバリアフリーに関する研修会や講演会等に参加したことはありますか



公共交通における心のバリアフリーを推進するために、効果的な普及啓発の方法は何だと思えますか



3. 重点整備地区設定の経緯

重点整備地区の設定にあたり、既存地区及び国の「移動等円滑化に関する基本方針」に基づき、1日当たりの平均利用者数2,000人以上の鉄軌道駅を中心とした地区を対象に検討を行いました（次頁参照）。検討結果を受け、下記のとおり重点整備地区を設定しました。

重点整備地区の設定

① 中央地区

既存地区範囲内における施設の見直しを行うとともに、新たに鹿児島市交通局及びキラメキテラス等までの経路を設定し、地区範囲を拡大した。

② 鴨池地区

新たにアクロスプラザ与次郎までの経路を設定し、地区範囲を拡大した。（経路については整備済）

③ 谷山地区

既存地区範囲内における施設の見直しを行うとともに、新たに慈眼寺東公園までの経路を設定し、地区範囲を拡大した。

参考：地区設定の考え方

①配置要件（施設の立地状況）

生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。

⇒徒歩圏域（概ね500m～1km）の施設の立地状況を評価

②課題要件（事業実施必要性）

生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。）について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。

⇒中心となる鉄道駅・電停及び経路等のバリアフリー整備状況により評価

③効果要件（事業効果）

当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

⇒地区内外からの利用といった不特定多数の利便性に資するかを評価

（バリアフリー法第2条第24号を参考に作成）

1日当たりの平均利用者数2,000人以上の鉄軌道駅を中心とした地区の検討結果一覧

地区	中央地区 (既存重点整備地区)	鴨池地区 (既存重点整備地区)	谷山地区 (既存重点整備地区)	JR 郡元駅 周辺地区	JR 慈眼寺駅 周辺地区	JR 坂之上駅 周辺地区	JR 上伊集院駅 周辺地区	JR 宇宿駅・脇田電停 周辺地区
旅客施設の 1日当たり の平均 利用者数	JR 鹿児島中央駅 40,540人 JR 鹿児島駅 3,200人 中央駅前電停 5,500人 天文館通電停 3,800人 いづろ通電停 3,300人 高見馬場電停 3,300人 桜島フェリーターミナル 6,100人 桜島港フェリーターミナル 6,100人 鹿児島中央ターミナルビル 2,000人	JR 南鹿児島駅 2,700人 郡元電停 6,900人 鴨池フェリーターミナル 3,500人	JR 谷山駅 5,500人 谷山電停 5,600人	JR 郡元駅 2,200人	JR 慈眼寺駅 3,000人	JR 坂之上駅 4,500人	JR 上伊集院駅 3,500人	JR 宇宿駅 2,500人 脇田電停 2,400人
配置要件	市の中心部であり、市役所やアミュプラザ等、不特定多数が利用する施設が旅客施設からの徒歩圏に立地している。	県庁や教育・文化施設、ゆうあい館等の福祉施設等、不特定多数が利用する施設が多数立地している。	商業施設や教育施設等の他、高齢者、障害者等が利用する医療施設等が多い。 また、区画整理事業等により地区の整備が進む。	既存重点整備地区の間(中央地区と鴨池地区)に位置しており、駅周辺には大学があり、利用者の大多数が学生である。	既存重点整備地区(谷山地区)の南側に位置しており、医療施設や2ha以上の都市公園等が立地している。	住宅街に位置しており、鹿児島国際大学の最寄駅としてその利用者の大多数が学生である。	住宅街に位置しており、松陽高等学校の最寄駅として利用者の大多数が学生である。	既存重点整備地区(鴨池地区)の南側に位置しており、不特定多数が利用する商業施設が立地している。
	○	○	○	△	△	×	×	△
主な施設 ()は前構 想で生活 関連施設 に設定し た地区名	・鹿児島市役所(中央) ・市立病院(中央) ・天文館公園(中央) ・アミュプラザ鹿児島(中央) ・かんまちあ ・キラメキテラス 等	・鹿児島県庁(鴨池) ・川商ホール(鴨池) ・県社会福祉センター(鴨池) ・ゆうあい館(鴨池) ・米盛病院 ・アクロスプラザ与次郎 等	・鹿児島市役所谷山支所(谷山) ・谷山サザンホール(谷山) ・南部保健センター(谷山) 等	・鹿児島大学 ・イオン鹿児島鴨池店(鴨池) ・中央保健センター(鴨池) ・市立病院(中央) 等	・南部保健センター(谷山) ・谷山第二公園(谷山) ・鹿児島生協病院 ・慈眼寺公園 ・慈眼寺東公園 等	・鹿児島国際大学(1km圏外) ・鹿児島市民体育館	・松陽高等学校	・スクエアモール鹿児島宇宿 ・オープンアミスマ ・サンキュー新栄店
課題要件 (バリアフ リ整備状況)	・前構想において、バリアフリー整備が進んでいるものの未完了の事業があることや新たな生活関連施設候補地(かんまちあ、キラメキテラス等)が立地しており引き続き整備の必要性が高いと考えられる。	・前構想において、バリアフリー整備が進んでいるものの未完了の事業があることや新たな生活関連施設候補地(米盛病院、アクロスプラザ与次郎等)が立地しており引き続き整備の必要性が高いと考えられる。	・前構想において、バリアフリー整備が進んでいるものの未完了の事業があること等から引き続き整備の必要性が高いと考えられる。	・旅客施設及び旅客施設からの経路については、バリアフリー未整備。	・旅客施設はバリアフリー整備済。 ・南部保健センター等、谷山地区に位置付けている生活関連施設への経路はバリアフリー整備済である。	・旅客施設については、段差解消整備がなされているが、未整備事項(多目的トイレ等)あり。	・旅客施設はバリアフリー整備済。	・宇宿駅バリアフリー未整備 ・脇田電停スロープあり ・旅客施設からの経路については、バリアフリー未整備。
	○	○	○	○	△	○	○	○
効果要件 (一体的な 整備の必要)	・多数の施設が立地するとともに、市内外から不特定多数の利用者が訪れることから、引き続き重点的かつ一体的にバリアフリー化を行うことが必要である。	・多数の施設が立地するとともに、市内外から不特定多数の利用者が訪れることから、引き続き重点的かつ一体的にバリアフリー化を行うことが必要である。	・多数の施設が立地するとともに、市内外から不特定多数の利用者が訪れることから、引き続き重点的かつ一体的にバリアフリー化を行うことが必要である。	・鹿大以外の主要施設までの経路は既存地区においてバリアフリー化が進んでいる。 その他の主要施設は少なく、一体的な整備の必要性は低い。 当地区内の施設を含めて、中央地区若しくは鴨池地区の見直しについて検討を行う。	・主要施設のほとんどが谷山地区の生活関連経路として整備が進められており、一体的な整備の必要性は低い。 当地区内の施設を含めて、谷山地区の見直しについて検討を行う。	・主要施設が少なく、経路も限られているため、地区全体での一体的な整備の必要性は低いと考える。	・主要施設が少なく、経路も限られているため、地区全体での一体的な整備の必要性は低いと考える。	・主要施設が少なく、経路も限られているため、地区全体での一体的な整備の必要性は低いと考える。
	○	○	○	△	△	×	×	×
総合評価	○	○	○	△	△	×	×	×

4. 障害等種別とその特性

「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」(国土交通省)の参考資料編より、高齢者、障害者等が困っていることや配慮すること等を整理しました。

(1) 肢体不自由者

主な特徴

- 移動に制約がある方もいます。
- 文字の記入が困難な方もいます。
- 体温調整が困難な方もいます。
- 話すことが困難な方もいます。

困っていること

《車いす使用者》

- 落ちているものを拾ったり、ドアを開けたりすることが一人では、難しいことがあります。
- 急な坂道や凹凸のある道では、自力で動けないことがあります。
- エレベータが混雑していると移動ができません。
- 多目的トイレ(スペースの広いトイレ)しか使用できません。



《杖使用者》

- 片手で荷物を持つことは大変です。
- 傘をさすことが困難な場合があります。
- 手すりを持つことやエレベータ等のボタンを押すことが困難な場合があります。

配慮することやコミュニケーションについて

《杖使用者》

- 杖を使用していると片手が塞がってしまいます。階段の手すりは左右どちらも設置されていると非常に便利です。

(2)視覚障害者

主な特徴

- 一人で移動することが困難な方もいます（家族の誘導や移動支援・同行援護などの人に誘導してもらう方もいます）。
- 音声を中心に情報を得ています（手足の感覚だけでなく、体全体の触覚や反響音等を頼りに行動する方もいます）。
- 文字の読み書きが困難な方もいます。
- 点字や拡大文字等を用いるほか、パソコンの拡大機能、レンズや拡大機器等を用いて情報を得ています。
- 様々な色彩を用いた印刷物や構造物の見分けが困難な方もいます。



困っていること

《全盲者、弱視者》

- 声だけでは、知っている相手であっても分からないこともあります（名前を呼ぶ等して、誰が誰に声をかけているのか明確に伝える必要があります）。
- 「あれ」「これ」などの指示語で会話されると内容がわかりません。
- 点字ブロックの上に自転車等の障害物を置かれてしまうと、つまずいたり、転んだりする原因になります。
- 誘導ブロックが途切れていたり、敷設されていないと、方向が分からないだけでなく、とても危険です。

《全盲者》

- 自動販売機や券売機等を活用する際、種類を判断することが困難です。
- 電気自動車等の静穏機能により、車の接近が分からず危険です。

《色弱者》

- 建物の床と壁等色分けをしている場合、見分けがつかなく衝突の恐れがあります。

配慮することやコミュニケーションについて

《全盲者、弱視者》

- 点字だけではなく、音声等を活用した情報提供をすることが重要です。
 - 視覚障害のある人が、必ずしも点字を読めるわけではありません。点字を使用している人は1割で、残り9割の人は、音声（録音物、代読等）や拡大文字により情報を得ています。
 - 文字情報を音声にする方法としては、補助者による代読やパソコンの音声読み上げソフトを用いる等の方法があります。

《全盲者》

- やさしく声掛けをする等小さな気配りが大切です。
 - 知らない場所や目的地を探す場合、立ち止まったりきょろきょろすることがあるため、横からやさしく声をかけてください。

《弱視者、色弱者》

- カラーユニバーサルデザインガイドライン等を活用し、色彩に気をつけましょう。
- 色彩についてはコントラストをはっきりしたもの、十分な明るさのあるものを提供します。

(3)聴覚・言語障害者

主な特徴

- 外観からは分かりにくい方もいます。
- 視覚を中心に情報を得ています。
- 声を出して話せても聞こえているとは限りません。
- 補聴器等を付けていても会話が通じるとは限りません。

困っていること

《聴覚障害者》

- 病院などの窓口で呼ばれていても反応ができません。
- 意図せず、大きい音を発している場合があっても、自分で気付かないことがあります。
- 屋外にいる時、クラクションが鳴っても分かりません。
- 緊急時の音声アナウンスだけでは状況を理解できません。

《聴覚障害者、言語障害者》

- 電話やインターホンでのやり取りができません。

配慮することやコミュニケーションについて

- 聴覚や言語に障害のある人との会話には、手話・指文字・筆談・口話・読話などの方法があります。
- 聴覚や言語に障害のある人と会話をする際は、顔や口の形が見える位置でゆっくり話してください。
- 会議等で手話が必要の際は、手話通訳者も活用することが大切です。
- 筆談やコミュニケーションボードを活用する方法もありますが、相手が望む方法で対応することが大切です。
- 緊急時の音声情報を可視化できるもの（電光掲示板、点滅型避難誘導灯、イラスト付き AED 等）や、音に代わって光や振動などで知らせるシステム等が整備されると便利です。



(4)知的障害者

主な特徴

- 複雑な話や抽象的な概念は理解しにくい場合があります。
- 人に尋ねたり、自分の意見を述べたりすることが苦手な方もいます。
- 漢字の読み書きや計算が苦手な方もいます。
- ひとつの行動に執着したり同じ質問を繰り返したりする方もいます。
- 話や返事をしていても、内容を理解出来ていない場合もあります。
- 金銭管理や買い物、会話、家事、仕事などの社会生活への適応に、それぞれの状態に応じた支援が必要です。

困っていること

- 自分に利益か不利益か判断できない方もいます。そのため、キャッチセールス等の被害に引っ掛かりやすい方もいます。
- 初めての場面や初対面の人に対応するのが苦手な方もいて、困っていてもその状況を伝えられない場合があります。
- 急な予定の変更や、予期しないことに対処することが難しく、戸惑ってしまう方もいます。

配慮することやコミュニケーションについて

- 声をかける時はやさしく、ゆっくりと簡単な言葉で分かりやすく話します。また、ひらがなを添えれば、ある程度コミュニケーションできる方もいます。
- イラスト等を交えたコミュニケーションボードの活用が有効な場合もあります。
- 本人の年齢にふさわしい言葉で話します（成人に対して子ども扱いしない）。
- 声をかけるときはやさしくゆっくりと穏やかな口調で安心できるようにします。
- 簡単な言葉で具体的に分かりやすく、肯定的な表現で話します。
- 絵や写真、ピクトグラムなど、シンプルで分かりやすい情報提供の工夫が必要です。
- 対応に困った時は、ヘルプカードなどを参考に、早めに家族や支援者と連絡をとることも必要です。



(5)精神障害者

主な特徴

- ストレスに弱く、疲れやすかったり、対人関係やコミュニケーションが苦手な方がいます。
- 外見からは分かりにくく、障害について理解されずに孤立している方もいます。
- 学生時代に発病したり、長期入院したために社会生活に慣れていない方もいます。
- 認知面の障害のために、何度も同じ質問を繰り返し、つじつまの合わないことを一方的に話す方もいます。
- 脳内の伝達機能に支障がおき、知覚・思考・感情などに障害が起きています。

困っていること

- 精神障害のある人に対する社会の偏見が強いためどう対応すればよいか困る方もいます。
- 誰かが話している（幻聴）、誰かに見張られている・嫌われている（妄想）などを感じる方や、不安感や抑うつ感があり、意欲が低下してしまうことで表現ができず誤解をされてしまうなど、一般の方より大きなストレスがかかっています。
- 考えや会話がまとまらなかったり、分かってもらいたい思いが強すぎるため、結果として周りを振り回してしまう方もいます。

配慮することやコミュニケーションについて

- 話を伝える際は、ゆっくりと、具体的な言葉を使用して話してください。
- 話を聞く際は、相手の伝えたいことを丁寧に聞いてください。急かしたりせず、見守る姿勢を心がけてください。
- 妄想と思われる話を聞いた際は、極力否定も肯定もしないように努めてください。
- 突発的だったり攻撃的に見える言動や行動がある場合でも、一生懸命自分を守ろうとしての防御であることもあります。万一、興奮状態にある時は、なだめるのではなく、本人を尊重し、見守りながら落ち着いた状態になってから話をしてください。
- こども扱いせずに、年齢相応の配慮をしてください。

(6)発達障害者

主な特徴

- こだわりが強く、突発的な出来事や予定の変更への対応が苦手な方もいます。
- 時間の感覚が分かりにくかったり、不快と感じる音を聞き流せない方もいます。
- 相手の話が理解できない、思っていることをうまく伝えられない方もいます。
- 読み書きや計算が苦手な方もいます。
- 興味のあるものをすぐに触ったり、手に取ったりせずにはいられない方もいます。
- 目的もなく歩き回ったり、そわそわして休みなく動いている方もいます。

困っていること

- 得意、不得意の差が極端にあり、得意なことを過剰に評価され、出来ないことを怠けていると誤解され悩む方もいます。

配慮することやコミュニケーションについて

- 短い文章で「ゆっくり」「丁寧に」「繰り返し」説明が必要です。
 - 「ゆっくり」「丁寧に」「繰り返し」の対応を心がけてください。「繰り返し」はケースによっては逆効果の場合もあるので、2～3回言って通じなければ、伝え方を工夫しましょう。ゆっくりと穏やかに、肯定的な表現で話しかけてください。
- 抽象的な表現は用いず、できるだけ具体的に説明しましょう。
 - より具体的で、簡潔な分かりやすい言葉を使います。言葉だけでの理解が難しいと感じた場合には、視覚的な情報（絵や写真、地図、ジェスチャーなど、場合によっては文字も併用する）を使って伝えることを心がけましょう。
- 困っていたり、不安も感じたりしている際の対応も重要です。
 - 困ったり不安を感じていても、その状況を自分からうまく説明できない場合もあるので、その方に合わせてやさしく話を聞くようにしてください。こだわりや癖が、周囲の人にはわがままに感じることもあるかもしれませんが、大声で説明することは逆効果となるため、穏やかな態度で、本人を尊重するように接してください。
- パニック時の対応も大切です。
 - 万一パニック状態になったら、刺激せず、安全を確保しながら、周りの方にも理解を求めながら、落ち着くまでしばらく見守りましょう。近くに静かで落ち着ける場所があれば、そちらに誘導しましょう。

(7)内部障害者

主な特徴

- 外見からは分かりにくい障害です。
- 疲れやすい方もいます。
- タバコの煙を苦しく感じる方もいます。

困っていること

- 外見では分かりにくく、他人に理解されないため、電車等の乗り物や会社等で「つらい、しんどい」と感じて助けを求められず、我慢している方もいます。
- 多目的トイレ（オストメイト等機能つき便房、簡易型多機能便房等）しか使用できません。

配慮することやコミュニケーションについて

- 周りからなかなか理解されず苦しんでいる方もいます。そういった方たちを理解することを心がけましょう。
- 携帯酸素を使用している方の近くでは、タバコを吸わないようにしましょう。
- なるべく負担をかけない対応を心がけましょう。

(8)妊産婦等(妊産婦・乳幼児連れ・ベビーカー利用者)

主な特徴

- 乳幼児連れの方たちは、荷物が多く、手早く動くことができない場合があります。
- 外出先でおむつ替えやミルク等の授乳が必要な時、授乳室や赤ちゃんルーム等がどこにあるか分からない、または存在しない場合は、周囲を気にしながら対応することになります。

困っていること

- エレベータが混雑していると移動ができません。
- おむつ替えやミルク等、授乳室等がないと周りを気にしながら対応することになります。
- マタニティマークに対する理解が十分ではない等の悩みを抱えている場合があります。

配慮することやコミュニケーションについて

- 赤ちゃんが泣いていても、やさしく見守るように心がけましょう。
- 階段等で身動きが取れず困っていたら声掛けを率先しましょう。
- 公共交通では、他の移動制約者とスペースを共有するため、周囲の協力が必要です。ほんの少しの手伝いが、大きな手助けとなります。



(9) 高齢者

主な特徴

- 加齢により視力や聴力、足腰の機能が低下していきます。
- 気力等の心身の機能が低下していきます。

困っていること

- 気持ちは若くても、体がついていけないことがあります。
- 漠然とした不安や疎外感を持つ方もいます。
- 物忘れがひどくなったり、新しいことが覚えられなくなったりする方もいます。

配慮することやコミュニケーションについて

- 高齢者だからと先入観を持たずに、よく話を聞き、ありのままを受け入れることが大切です。
- 新しいことは繰り返し伝え、重要なことはゆっくりと伝えましょう。
- 安全面に配慮しましょう。日常生活で転倒等の要因になりそうなものは極力排除しておくようにします。



(10) 外国人

主な特徴

- 日本語の読み書きや会話が十分にできないことや、習慣の違い等から意図せずトラブルに巻き込まれてしまうこともあります。

困っていること

- 公共交通機関やレストラン等、公共性の高い場所であっても言語表記が不十分であり、どうしたらいいか分からないことがあります。
- 無料で利用できる Wi-Fi 整備が不足しており、情報を得るのに苦労します。

配慮することやコミュニケーションについて

- イラスト等を交えたコミュニケーションボードの活用も有効です。
- 公共性の高い場所においては、英語等が話せるボランティアを配置するといった配慮も必要です。

5. 用語解説

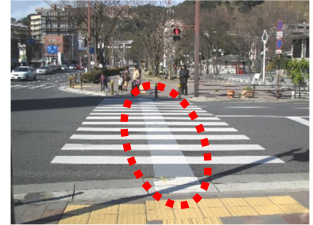
【あ】

移動等円滑化

- ・高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。

エスコートゾーン

- ・道路を横断する視覚障害者の安全性及び利便性を向上させるために横断歩道上に設置され、視覚障害者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列。



【エスコートゾーン】

音響式信号機

- ・歩行者用青信号の表示が開始したこと又は表示が継続していることを「ピヨピヨ」、「カッコー」等の音響により視覚障害者に知らせるための装置（スマートフォンなどの通信端末機器へ信号の情報を送信できるものを含む）。

【か】

共生社会

- ・これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。

経過時間表示機能付灯器

- ・横断歩行者の安全性を向上させるため、歩行者用信号機の信号表示面に経過時間（待ち時間及び残り時間）を表示する機能を付けたもの。

交通バリアフリー法

- ・高齢者や障害のある人等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため、平成12年5月に公布し、同年11月15日に施行された法律で、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の通称。平成18年12月20日にハートビル法と統合された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が施行された。

高齢者等感応信号機

- ・交差点を利用する高齢者や足の不自由な歩行者等が横断歩道を、通常の歩行者よりもゆっくり歩いて横断できるようにした信号機。ボタンを押すことで、歩行者用青信号の時間が通常より長くなる。

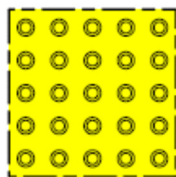
心のバリアフリー

- ・様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

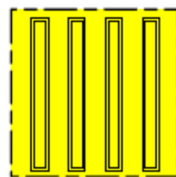
【さ】

視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）

- ・視覚障害者が足の裏や白杖による触感覚でその存在及び形状を確認できるような突起を表面につけたものであり、移動の際に歩行位置と移動方向の手がかりとして案内するための施設。平行する線状の突起をその表面につけたブロックを「線状ブロック」といい、移動方向を案内する場合に用いる。点状の突起をその表面につけたブロックを「点状ブロック」といい、段差の存在等の警告又は注意を喚起する位置を示す場合に用いる。



【点状ブロック】



【線状ブロック】

生活関連施設

- ・高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設。

生活関連経路

- ・生活関連施設相互間の経路。

【た】

特定公共的施設

- ・「鹿児島県福祉のまちづくり条例」で定める公共的施設（病院、劇場、集会場その他の多数の者が利用する施設で、規則で定めるもの）のうち、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようにするための整備を促進することが特に必要なものとして規則で定めるもの。特定公共的施設の新築等をしようとする者は、あらかじめその内容を知事に届け出なければならない。

特定事業

- ・バリアフリー法第2条で定める6つの主としてハード整備に関する事業（公共交通特定事業・道路特定事業・路外駐車場特定事業・都市公園特定事業・建築物特定事業・交通安全特定事業）と、令和2年5月のバリアフリー法改正により創設されたソフト対策に関する事業（教育啓発特定事業）のこと。

特定事業計画

- ・基本構想に特定事業を位置づけた場合、事業を実施する者には特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられる。特定事業計画には、基本構想で定めた特定事業をより具体化し、事業内容（具体的な位置・区間・箇所数・延長など）、実施期間や事業の実施に際し配慮すべき重要事項（他関係機関との調整事項など）などを定める。



【は】

ハートビル法

- ・高齢者や身体障害者等、不特定多数の人々が、安心して気持ちよく利用できる心（ハート）に優しいビルディング（ビル）の建築を促進することにより、だれもが快適に暮らせるような生活環境づくりに寄与することを目的とする法律で、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の通称。平成18年12月20日に交通バリアフリー法と統合された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が施行された。

バリアフリースイレ（高齢者障害者等用便房）

- ・高齢者、障害者等が利用する個別機能（車いす使用者が円滑に使用できる広さ、オストメイト用水洗器具、乳幼児用おむつ交換台等）を備えたトイレの総称。

【や】

ユニバーサルデザイン

- ・あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

ユニバーサルデザインタクシー

- ・高齢者や車いす利用者、妊娠中の女性などの乗り降りをスムーズに行うため、乗降口や車内が広く、スロープや手すりが設置された、誰もが利用しやすい、みんなにやさしい新しいタイプのタクシー車両。

【ら】

老年人口

- ・65歳以上人口。



〈 お問合せ 〉

鹿児島市 企画財政局 企画部 交通政策課

〒892-8677 鹿児島市山下町11-1

[TEL] 099-216-1113 [FAX] 099-216-1108

[E-Mail] ko-seisaku@city.kagoshima.lg.jp

